

# 新庄市次世代育成支援地域行動計画 (後期計画)



子どもの笑顔が未来をつくる  
めごめごの心で育てようみんなで  
いのち輝く新庄っ子

平成 23 年 3 月  
新 庄 市

# 目 次

## 第 1 章 次世代支援地域行動計画の概要

- 1 計画策定の背景と趣旨 ..... 1
- 2 行動計画の位置づけ ..... 1
- 3 行動計画の期間 ..... 2

## 第 2 章 現状把握

- 1 本市における人口・世帯数の推移 ..... 3
- 2 出生の動向 ..... 6
- 3 世帯あたり児童の推移 ..... 7
- 4 婚姻・離婚の動向 ..... 7
- 5 就労の状況 ..... 8
- 6 子育て支援の現状 ..... 12
- 7 その他の状況 ..... 21
- 8 新庄市の子育て支援施策（平成 22 年度） ..... 22

## 第 3 章 新庄市次世代育成支援地域行動計画の理念と目標 ..... 27

- 1 基本理念 ..... 27
- 2 地域行動計画の基本的な視点 ..... 28
- 3 基本目標 ..... 29

## 第 4 章 新庄市子育て支援施策の展開 ..... 34

- 基本目標 1 地域における子育ての支援 ..... 34
  - (1) 保育施設と保育サービスの充実 ..... 34
  - (2) 児童センター・児童館運営事業 ..... 37
  - (3) 私立幼稚園支援事業 ..... 38
  - (4) 市認証保育施設への助成事業 ..... 38
  - (5) 保育所・幼稚園の今後について ..... 39
  - (6) 地域における子育て支援サービスの充実 ..... 40
  - (7) 放課後児童健全育成事業 ..... 42
  - (8) 地域力の育成と活用 ..... 43
  - (9) 「子ども手当」の支給 ..... 44
  - (10) 医療費（子育て支援医療費） ..... 45

基本目標 2	母性並びに乳幼児などの健康の確保及び整備	4 6
(1)	母子保健の推進	4 6
基本目標 3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	4 9
(1)	生きる力と夢を育む学校教育の推進	4 9
(2)	地域に根ざした学校教育の充実	5 0
(3)	安心安全な教育環境の整備	5 1
基本目標 4	子育てを支援する生活環境の整備	5 2
(1)	遊び場の整備	5 2
(2)	交通安全施設の整備	5 3
(3)	安心して外出できる環境の整備	5 3
(4)	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	5 4
基本目標 5	職業生活と家庭生活との両立の推進	5 5
(1)	仕事と子育ての両立のためのニーズに適応した保育環境の整備	5 6
(2)	仕事と子育てを両立できる家庭づくりの応援	5 6
(3)	事業主に対する啓発活動の推進	5 6
基本目標 6	子ども等の安全の確保	5 7
(1)	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	5 7
(2)	市民総ぐるみの防犯活動の推進	5 7
(3)	冬期間における通学路の除雪	5 8
基本目標 7	要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進	5 9
(1)	家庭児童相談事業	5 9
(2)	児童虐待の防止対策の充実	6 0
(3)	障がい児とその家族への支援の推進	6 0
(4)	ひとり親家庭の支援事業	6 2
(5)	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	6 3
(6)	母子生活支援施設入所措置事業	6 3
<b>第5章</b>	<b>定量的目標事業量</b>	<b>6 4</b>
1	前期計画の定量的目標事業量	6 4
2	後期計画数値目標事業	6 6

---

## 第 1 章 次世代支援地域行動計画の概要

---

### 1 計画策定の背景と趣旨

近年における急速な少子化の進行が、21 世紀を担う子どもたちの健全育成や日本の経済社会全体に深刻な影響を与えることが懸念されています。

このような社会情勢のなか、国ではこの少子化傾向に対応するため、従来の少子化対策に加え、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、全市町村・全都道府県・事業者等に、国の示した策定指針に基づく「行動計画」の策定を義務付けました。本市ではそれまで、平成 12 年 3 月に策定した「新庄市子育て支援計画」に基づき、児童の健全育成に資する諸施策を進めておりましたが、さらに引き続き国の方針に沿い、平成 17 年 3 月に「新庄市次世代育成支援対策行動計画(前期計画)」を策定し、次世代育成に関わる総合的な施策の推進に向けての取り組みを実行してきました。

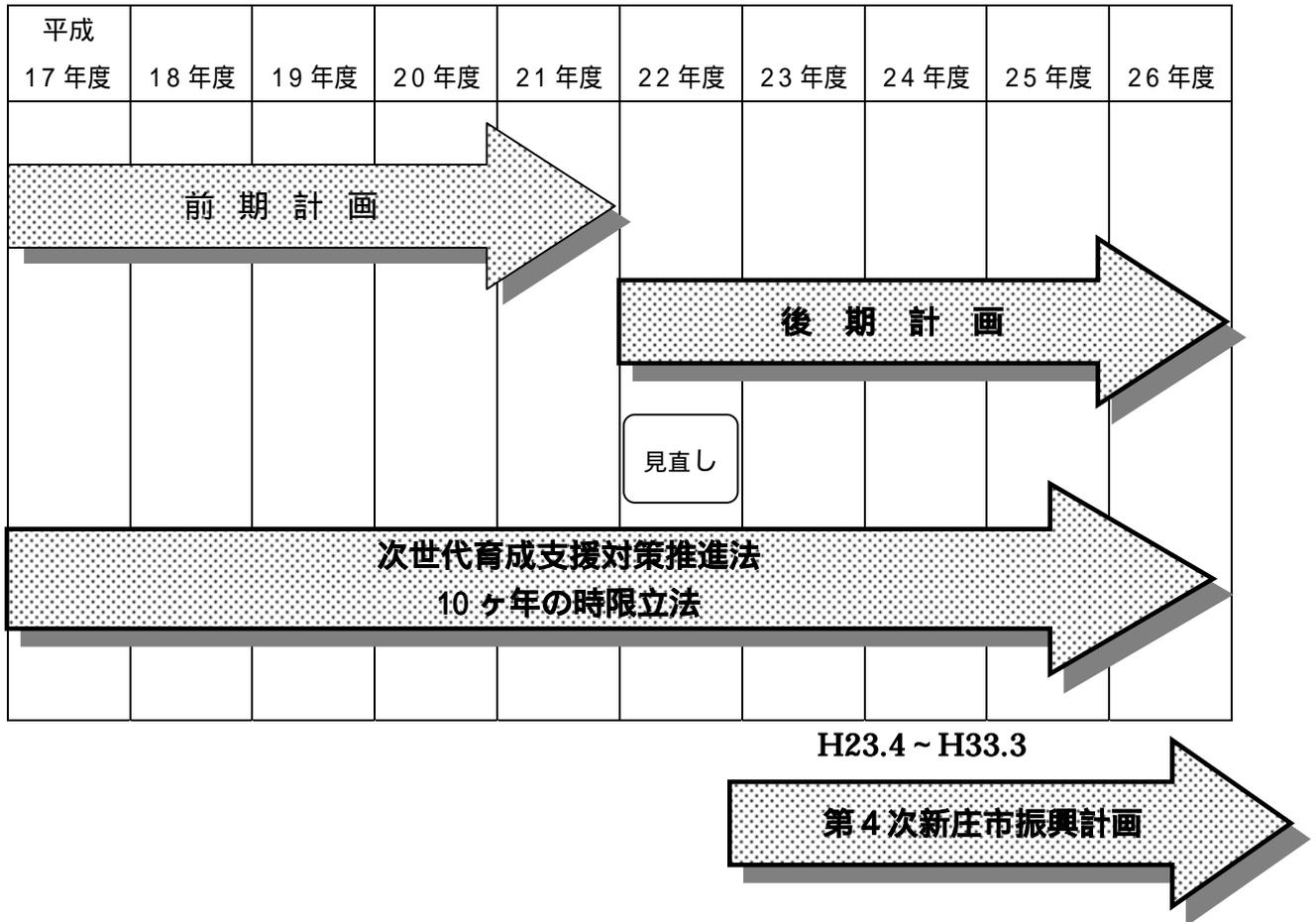
その間、平成 20 年に次世代育成支援対策推進法の一部が改正され、「仕事と生活の調和」「社会全体による支援」などの新しい視点が加わることになりました。10 年間の時限立法である「次世代支援対策推進法」の制定より 5 年が経過したいま、前期計画を見直したうえで、国より新たに示されている施策目標を取り入れ、これから 5 年間の新庄市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)を策定いたします。

### 2 行動計画の位置づけ

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づき、すべての子育て世帯を対象として、これまでの取り組みの継続性を保ち、「山形県次世代育成支援行動計画(後期計画)」および「新庄市まちづくり総合計画」(第 4 次新庄市振興計画)との整合性を図りながら、新庄市の地域に合った子育て支援施策の方向性と目標を定めたものです。

### 3 行動計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」では市町村が定める行動計画の期間を、前期計画を平成17年度から平成21年度、後期計画を平成22年度から平成26年度としています。なお、今後の社会情勢の変化や新たな国の施策等に柔軟に対応するため、必要に応じ計画の見直しを行なうものとします。



## 第 2 章 現状把握

### 1. 本市における人口・世帯数等の推移

#### 人口

平成 2 年から平成 21 年までの人口の推移をみると、減少傾向が続いています。この 20 年間に於いて、男性が約 9.2% ( 1,906 人 )、女性が 8.1% ( 1,804 人 )、総数では、8.6% ( 3,710 人 ) 減少しています。

#### 世帯及び世帯人員

平成 21 年の世帯総数は、13,480 世帯で平成 2 年以降の期間に於いて、1,303 世帯 ( 10.7% ) の増加となっています。

また世帯人員については、平成 21 年度で 2.92 人となり、平成 2 年から平成 20 年間に於いて 0.62 人の減少となっています。

( 単位 : 人、世帯 )

調査年	世帯数	人 口			世帯人員 ( 人 / 世帯 )	対前調査年増減率 (%)	
		総数	男	女		世帯	人口
平成 2	12,177	43,125	20,742	22,383	3.54	4.4	0.2
平成 7	12,650	42,896	20,698	22,198	3.39	3.9	-0.5
平成12	13,042	42,151	20,226	21,925	3.23	3.1	-1.7
平成17	12,950	40,717	19,434	21,283	3.14	-0.7	-3.4
平成21	13,480	39,415	18,836	20,579	2.92	4.1	-3.2

資料：国勢調査・社会的移動人口調査  
( 各年 10 月 1 日現在数値 以下同様 )

#### 世帯構成

昭和 60 年からの推移をみると、三世帯世帯のみ減少し、それ以外の世帯については増加しています。単独世帯とひとり親世帯の増加が目立ってきています。

( 単位 : 世帯、% )

調査年	核家族世帯		内、ひとり親世帯		三世帯世帯		単独世帯		その他の 親族世帯等	
	構成率	構成率	構成率	構成率	構成率	構成率	構成率	構成率	構成率	
昭和60	5,825	49.9	754	6.5	3,381	29.0	1,602	13.7	860	7.4
平成 2	5,827	47.8	766	6.3	3,359	27.6	2,039	16.7	952	7.9
平成 7	5,865	46.4	796	6.3	3,303	26.1	2,428	19.2	1,054	8.3
平成12	6,098	46.8	920	7.1	3,000	23.0	2,691	20.6	1,253	9.6
平成17	6,067	47.0	1,012	7.8	2,680	20.8	2,790	21.6	1,376	10.6

( 注 ) 構成率は全表に記載の世帯総数に対する数値を示す

資料：国勢調査

### 年齢区分別人口

昭和60年からの推移において、老年人口は2倍以上になり、生産年齢人口は18.1%の減、年少人口では、38.2%の減と大幅に減少しています。

(単位：人、%)

調査年	総人口	年少人口 0歳～14歳		生産年齢人口 15歳～64歳		老年人口 65歳以上	
		人口	構成率	人口	構成率	人口	構成率
昭和60	43,033	9,208	21.4	28,811	67.0	5,014	11.6
平成2	43,125	8,423	19.5	28,507	66.1	6,195	14.4
平成7	42,896	7,494	17.5	27,608	64.3	7,794	18.2
平成12	42,151	6,808	16.2	26,263	62.3	9,080	21.5
平成17	40,717	6,120	15.0	24,694	60.6	9,892	24.3
平成21	39,480	5,695	14.4	23,602	59.8	10,183	25.8

資料：国勢調査・社会的移動人口調査

### 乳幼児人口（0歳～5歳児）

本市の乳幼児人口は減少の傾向が続き、ここ10年間に20.2%の減少となっています。

調査年	乳幼児（0～5歳）人口
平成11	2,544人
平成12	2,529人
平成13	2,483人
平成14	2,499人
平成15	2,454人
平成16	2,438人
平成17	2,356人
平成18	2,295人
平成19	2,181人
平成20	2,113人
平成21	2,031人

資料：社会的移動人口調査

## 児童人口

小学生及び未就学児童（0歳から11歳まで）の人口、および児童福祉法の定義による児童（0歳から17歳まで）の人口、ともに減少が顕著となっています。

（単位：人）

調査年	0～11歳児童人口 （小学生以下）			0～17歳児童人口 （児童福祉法の定義による児童）		
	総数	男	女	総数	男	女
昭和 60	7,270	3,729	3,541	11,222	5,793	5,429
平成 2	6,533	3,276	3,257	10,407	5,298	5,109
平成 7	5,804	2,913	2,891	9,347	4,734	4,613
平成 12	5,272	2,672	2,600	8,349	4,217	4,132
平成 14	5,110	2,588	2,522	8,065	4,049	4,016
平成 15	5,018	2,539	2,479	7,903	3,962	3,941
平成 16	5,005	2,516	2,489	7,888	3,915	3,973
平成 17	4,840	2,478	2,362	7,604	3,842	3,762
平成 18	4,789	2,468	2,321	7,458	3,768	3,690
平成 19	4,621	2,375	2,246	7,244	3,673	3,571
平成 20	4,532	2,316	2,216	7,103	3,584	3,519
平成 21	4,441	2,275	2,166	6,986	3,567	3,419
平成 22	4,347	2,236	2,111	6,818	3,492	3,326

資料：国勢調査・社会的移動人口調査

## 2. 出生の動向

### 出生数及び出生率

調査年	昭和 55	昭和 60	平成 2	平成 7	平成 12	平成 17	平成 20	平成 21
出生数	591 人	538 人	440 人	413 人	439 人	283 人	302 人	300 人
人口千人当たりの 出生率（パーミル）	13.9	12.5	10.3	9.7	10.4	6.9	7.6	7.6

資料：住民基本台帳 日本人のみ  
（暦年によるカウント）

### 母親の年齢別出生率

20 代の母親の出生率は全般的に低下傾向を示していますが、30 代の母親については、幾分高くなる傾向となっています。

（単位：出生率は人口千対で表示、出生数は人）

母親の年齢\調査年 （総人口）	昭和 55 (42,911)	昭和 60 (43,033)	平成 2 (43,125)	平成 7 (42,896)	平成 12 (42,151)	平成 17 (40,717)	平成 20 (39,535)
15 歳～19 歳	0.1	0.1	0.1	0.1	0.3	0.1	0.1
出生数	4	4	3	5	12	6	5
20 歳～24 歳	3.4	2.5	1.7	1.7	1.9	1.5	1.3
出生数	146	106	74	73	79	60	52
25 歳～29 歳	7.9	7.0	5.2	4.1	4.7	3.1	2.8
出生数	340	301	224	177	198	128	109
30 歳～34 歳	2.2	2.2	3.4	3.2	3.3	2.5	2.4
出生数	94	98	143	133	136	102	93
35 歳～39 歳	0.3	0.4	0.6	1.0	0.7	1.1	1.1
出生数	13	17	27	44	31	45	45
40 歳～44 歳	-	-	0.0	0.1	0.0	0.1	0.3
出生数	-	-	2	5	2	6	11
45 歳～49 歳	-	-	0.0	-	-	-	0.0
出生数	-	-	1	-	-	0	1

資料：保健福祉統計  
（暦年によるカウント 以下同様）

### 3. 世帯あたり児童の推移

世帯あたり児童（18歳未満）数

平成2年から平成21年までの推移では総数において32.9%の減、世帯あたりでも際立った減少を示しています。

調査年 (世帯数)	昭和60 (11,668)	平成2 (12,177)	平成7 (12,650)	平成12 (13,042)	平成17 (12,950)	平成20 (13,010)	平成21 (13,480)
世帯あたり児童数 (18歳未満)	人 0.96	人 0.85	人 0.73	人 0.64	人 0.59	人 0.55	人 0.52
児童総数 (18歳未満)	人 11,222	人 10,407	人 9,347	人 8,349	人 7,604	人 7,103	人 6,986

資料：国勢調査、保健福祉統計

### 4. 婚姻・離婚の動向

婚姻数・平均初婚年齢・離婚数

本市における婚姻数は、昭和60年以後、継続して減少傾向にあります。平均初婚年齢は緩やかに高まっている傾向を示してします。離婚数は、平成12年以降、多くなってきています。

(単位：件)

種別\調査年	昭和55	昭和60	平成2	平成7	平成12	平成17	平成20
婚姻数	279	322	251	203	242	217	176
平均初婚年齢							
初婚の夫	27.2歳	27.5歳	28.4歳	28.7歳	28.1歳	30.2歳	28.9歳
初婚の妻	24.7歳	25.4歳	25.9歳	25.9歳	26.2歳	27.6歳	27.3歳
離婚数	32	47	31	48	86	84	84

資料：保健福祉統計

## 5. 就労の状況

労働力（15歳以上）人口・男女別就業者数

昭和55年から平成12年までの推移においては就業者数はほぼ同じですが、男性就業者数が減少する一方で、女性就業者数は増加しています。平成12年以後には労働力（15歳以上）人口が減少してきています。その中でも、男性の就業者数が減少しているのに対し、女性の就業者は増加しています。

就業者数に関しては経済状況に左右され一定の傾向とはなっていませんが、男女ともに就業者数が減少し非就業者（失業者）が増加しています。

（単位：人）

種別 \ 調査年	昭和55	昭和60	平成 2	平成 7	平成12	平成17	
総数	21,611	21,650	22,063	22,297	22,016	20,982	
		(39)	(413)	(234)	(281) [405]	(1,034) [629]	
計	21,199	21,097	21,587	21,562	21,196	19,778	
		(102)	(490)	(25)	(366) [3]	(1,418) [1,421]	
就業者	男	12,582	12,242	12,405	12,537	12,091	11,006
			(340)	(163)	(132)	(446) [491]	(1,085) [1,576]
	女	8,617	8,855	9,182	9,025	9,105	8,772
			(238)	(327)	(157)	(80) [488]	(333) [155]
非就業者	412	553	476	735	820	1,204	
		(141)	(77)	(259)	(85) [408]	(384) [792]	

資料：国勢調査

（ ）内の数値は対前調査年比較増減数、[ ]内の数値は対55調査年比較増減数を示す

### 産業別就業者数

女性は第三次産業での就業率が高く、昭和55年から平成17年までの推移において、26.6%増加しています。第一次産業の就業者数は男女とも年々減少し、平成17年においては就業者数の一割となっています。

総体的に第一次産業就業者は減少し第二次産業就業者数が増加しています。また、第三次産業就業者数は総数で増えていますが、これは女性就業者の増によるものであり、男性については若干減少傾向を示しています。

(単位：人)

種別 \ 調査年	昭和 55	昭和 60	平成 2	平成 7	平成 12	平成 17
第一次産業就業者 総数	4,706	3,987	3,277	2,447	1,970	1,971
男	2,782	2,573	2,100	1,611	1,246	1,240
女	1,924	1,414	1,177	836	724	731
第二次産業就業者 総数	5,087	5,781	6,643	6,804	6,983	5,733
男	3,153	3,249	3,851	4,270	4,576	3,773
女	1,934	2,532	2,792	2,534	2,407	1,960
第三次産業就業者 総数	11,398	11,310	11,652	12,270	12,211	11,934
男	6,643	6,414	6,448	6,637	6,250	5,915
女	4,755	4,896	5,204	5,633	5,961	6,019
分類不能産業就業者 総数	8	19	15	41	32	140
男	4	6	6	19	19	78
女	4	13	9	22	13	62
計 就業者総数	21,199	21,097	21,587	21,562	21,196	19,778
男	12,582	12,242	12,405	12,537	12,091	11,006
女	8,617	8,855	9,182	9,025	9,105	8,772

資料：国勢調査

就業形態別就業者数（15歳以上）

昭和55年から平成17年までの推移では、自営業主と家族従業者は減少し、雇用されているものが増加しています。第二次産業雇用者と第三次産業雇用者は増加しています。

（単位：人）

種別 \ 調査年	昭和 55	昭和 60	平成 2	平成 7	平成 12	平成 17
第一次産業就業者 総数	4,706	3,987	3,277	2,447	1,970	1,971
雇用されている者	168	170	156	85	139	163
自営業主	1,991	1,916	1,645	1,301	1,059	985
家族従業者	2,547	1,901	1,472	1,059	771	823
不詳	-	-	4	2	1	-
第二次産業就業者 総数	5,087	5,781	6,643	6,804	6,983	5,733
雇用されている者	3,987	4,674	5,363	5,511	6,101	5,134
自営業主	906	932	1,068	1,072	653	435
家族従業者	194	175	209	221	229	164
不詳	-	-	3	-	-	-
第三次産業就業者 総数	11,398	11,310	11,652	12,270	12,211	11,934
雇用されている者	8,190	8,143	8,608	9,368	10,029	9,920
自営業主	2,087	2,136	2,057	2,008	1,432	1,344
家族従業者	1,121	1,031	987	892	750	670
不詳	-	-	-	2	-	-
分類不能産業就業者 総数	8	19	15	41	32	140
雇用されている者	4	18	5	29	26	119
自営業主	2	1	7	6	3	14
家族従業者	-	-	1	2	2	5
不詳	2	-	2	4	1	2
計 就業者総数	21,199	21,097	21,587	21,562	21,196	19,778
雇用されている者	12,349	13,005	14,132	14,993	16,295	15,336
自営業主	4,986	4,985	4,777	4,387	3,147	2,778
家族従業者	3,862	3,107	2,669	2,174	1,752	1,662
不詳	2	-	9	8	2	2

資料：国勢調査

### 夫婦における就業状況

平成2年から平成17年までの推移において、夫婦共働きの世帯が減少してきています。この数値については総人口自体の減少の反映と考えられます。

(単位：世帯、%)

種別 \ 調査年	平成 2	平成 7	平成 12	平成 17
夫婦のいる一般世帯	9,121	9,144	9,102	8,764
A		( 23 )	( 42 )	( 338 )
夫・妻とも就業している世帯	5,756	5,464	5,362	4,962
B		( 292 )	( 102 )	( 400 )
内、夫・妻ともに雇用されている者の世帯	3,233	3,474	3,655	3,441
		( 241 )	( 181 )	( 214 )
共働率 ( B/A × 100 )	63.1	59.8	58.9	56.6

( ) 内の数値は対前調査年増減数を示す

資料：国勢調査

### 女性の就業状況

本市では40歳代までの女性の就業者数が減少傾向にあり、50歳以上の女性の就業者が増加の傾向を示していますが、この数値については総人口自体の減少と高齢化の反映と考えられます。

(単位：人)

年齢	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年
15～19歳	178	127	135	124
20～24歳	855	885	698	677
25～29歳	1,046	875	1,015	908
30～34歳	1,121	997	876	1,035
35～39歳	1,288	1,131	1,044	916
40～44歳	1,323	1,317	1,187	1,092
45～49歳	1,038	1,239	1,280	1,181
50～54歳	918	885	1,119	1,172
55～59歳	707	677	718	934
60～64歳	377	474	478	496
65～69歳	205	229	297	320
70～74歳	78	128	154	195
75～79歳	34	47	76	79
80～84歳	10	11	25	43
85歳以上	3	3	3	6
計	9,182	9,025	9,105	9,178

資料：国勢調査

## 6. 子育て支援の現状

### 保育所

保育所は、児童福祉法第39条第1項の規程に基づき、保護者の労働、疾病等の理由により、家庭における乳幼児の保育ができない場合に、保護者の委託を受けて保育を実施することを目的として設置された児童福祉施設です。

本市では、平成16年度に初めて民間立の保育所が設置され、その後平成22年度に市立保育所の一つが民営化され民間立保育所となりました。

入所率については、保育需要の増加により平成15年度をピークに100%を越えましたが、平成17年度から新設の民間立保育所が100%以上になるものの、公立保育所は90%台となっています。これは全体的な乳幼児人口の減少によるものであります。保育需要を年齢別にみると、3歳以上児が定員以内であるのに対し、3歳未満児が定員を越える入所数であることから、保育所における3歳未満児の保育需要が増加してきていることがわかります。

#### 保育所における入所状況

(単位：ヶ所、人、%)

種別 \ 年度		平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
市立	施設数	5	5	5	5	5	4
	定員	510	510	510	510	510	400
	児童数	484	467	484	470	457	362
	入所率(%)	94.9	91.6	94.9	92.2	89.6	90.5
民間立	施設数	1	1	1	1	1	2
	定員	120	120	120	120	120	230
	児童数	153	137	138	133	133	218
	入所率(%)	127.5	114.2	115.0	110.8	110.8	94.8
計	施設数	6	6	6	6	6	6
	定員	630	630	630	630	630	630
	児童数	637	604	622	603	590	580
	入所率(%)	101.1	95.9	98.7	95.7	93.7	92.1

(各年度4月1日現在)

資料：新庄市福祉事務所

## 年齢区分別の入所状況

(単位：人)

年 度	定 員			入 所 人 員		
	3 歳以上	3 歳未満	計	3 歳以上	3 歳未満	計
17	446	184	630	528	109	637
18	446	184	630	494	110	604
19	501	129	630	481	141	622
20	501	129	630	476	127	603
21	501	129	630	463	127	590
22	501	129	630	432	148	580

(各年度 4 月 1 日現在)

資料：新庄市福祉事務所

## 延長保育

本市の基本保育時間は、午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までと設定していますが、さらに市立保育所では 3 時間 20 分、民間立保育所では 3 時間 45 分～ 4 時間枠で延長保育を実施しています。

保育時間の設定区分 (平成 22 年度)

区 分	開設時間帯	実施施設数	
		市 立	民間立
延長保育	午前 7 時 30 分 ~ 午前 8 時 30 分	4	2
基本保育	午前 8 時 30 分 ~ 午後 4 時 30 分	4	2
延長保育	午後 4 時 30 分 ~ 午後 6 時 50 分	4	-
	午後 4 時 30 分 ~ 午後 7 時 15 分	-	1
	午後 4 時 30 分 ~ 午後 7 時 30 分	-	1

## 一時保育

保育所において通年入所の児童以外の児童を一時的に保育する制度を市立保育所 1 ヶ所、民間立保育所 2 ヶ所で実施しています。利用事由としては、保護者の仕事上の都合や、身内の看護のためが継続して圧倒的に多い状況となっています。また、保護者のリフレッシュや買い物などの利用要件に対する受け入れも積極的に実施しています。

利用要件	保護者の病気、けが、介護、看護、通院、冠婚葬祭など 保護者の不規則就労、職業訓練受講など 保護者のリフレッシュ、買い物など
対象児童	生後 8 ヶ月から就学前まで
利用期間	週 3 回または月 12 回以内
利用日	乳幼児保育所 月～金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで パリス保育園 月～金曜日 午前 8 時 30 分から午後 7 時まで 新庄保育園 月～土曜日 午前 8 時 30 分から午後 7 時まで

## 児童館・児童センター

児童館・児童センターは、児童福祉法第40条の規定による児童福祉施設として設置するもので、地域における児童の健全育成・体力の向上・規律ある生活態度の養成等の場として寄与することを目的としています。本市では、この目的の達成に向けて、児童の集団保育・児童館の開放・地域組織活動の支援を実施しています。

児童館・児童センターにおける集団保育対応状況 (単位：ヶ所、人)

種別 \ 年度		平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
児童 センター	施設数	2	2	2	2	2	2
	定員	100	100	100	100	100	100
	集団保育対応 児童数	49	51	50	52	41	37
児童館	施設数	1	1	1	1	1	1
	定員	40	40	40	40	40	40
	集団保育対応 児童数	27	20	21	14	14	8
計	施設数	3	3	3	3	3	3
	定員	140	140	140	140	140	140
	集団保育対応 児童数	76	71	71	66	55	45

( ~ 各年度4月1日現在) 資料：新庄市福祉事務所

## 幼稚園

本市では公立の幼稚園はありません。私立幼稚園が平成22年度において5園あり、園児数は定員700人に対して420人の入園となっています。幼稚園の入園児数は、保護者の就業状況の反映もあり年々減少の傾向を示しています。

入園状況 (単位：園、人)

種別 \ 年度		平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
私立	園数	5	6	6	6	5	5
	定員数	700	700	700	700	700	700
	園児数	477	496	487	440	433	420

資料：新庄市の福祉

## 認可外保育施設

市内の認可外保育施設は22年4月1日現在10ヶ所あり、保護者の申し込みにより保育を実施しています。本市では入所児童の健全育成を支援するため、補助要件に適合する施設に対して施設運営費等に係わる補助を行っています。また、認可外保育施設を対象とした独自の認証制度を設け、市認証保育所として当該施設における保育業務の充実に向けて配慮を行っています。

### 入所状況

(単位：ヶ所、人)

年 度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
施 設 数	12	12	11	11	10	10
入所児童数	274	283	236	232	204	236

(資料：新庄市福祉事務所)

## 学童保育

核家族化や女性の就労増加による昼間の留守家庭が増えつつあるなかで、これらの児童の事故の抑制と防止、児童の健全育成を図るとともに保護者が安心して仕事に従事できるよう、小学校の放課後及び閉校日時等における低学年児童の保育を行う公立の学童保育所を3ヶ所設置しています。(運営は社会福祉協議会に委託)

また、幼稚園や認可外保育施設が運営する民間立の学童保育所(放課後児童クラブ)が6箇所あり保護者のニーズに沿った運営が実施されており、21年度からこれらの運営に対する補助支援制度を実施しています。

### 入所状況

施設 \ 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
日新学童保育所	46 人	68 人	74 人	68 人	56 人	67 人
中央学童保育所	58 人	74 人	65 人	61 人	79 人	63 人
北辰学童保育所	-	-	-	-	12 人	22 人

資料：新庄市福祉事務所

## 地域子育て支援センター

核家族化、都市化、女性の社会進出等により家庭を取り巻く環境が大きく変化してきた中、子育てに負担感や不安感を抱く家庭や、助言や支援を必要とする家庭が増加している状況に対応するため、平成12年5月に新庄市地域子育て支援センターが設置されました。専任の保育士が、育児の悩みなどについての相談に応じ、助言や指導を行う他、子育てサークルの支援と育成、保育に関する情報提供などの活動を行っています。平成16年4月に新設した民間立認可保育所と平成22年4月に民営化された民間立認可保育所にもそれぞれ子育て支援センターが開設され、入所前の年齢の親子の集いや交流の場を提供するとともに、相談対応活動等を行っています。

名 称	実施場所	開設日
新庄市地域子育て支援センター	こらっせ新庄 わらすこ広場に併設	6日/週
パリス保育園子育て支援センター	パリス保育園内	5日/週
新庄保育園子育て支援センター	新庄保育園内	4日/週

## 乳幼児健康診査

本市における乳幼児健康診査の受診状況は良好で、4ヶ月児健診、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診のいずれにおいても高い受診率で推移しています。

受診状況

(単位：人、%)

種別 \ 年度		平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
4ヶ月児健診	対象児童	345	360	324	327	294
	受診児童	338	356	319	322	292
	受診率(%)	98.0	98.8	98.4	98.5	99.3
1歳6ヶ月児 健診	対象児童	352	347	349	346	319
	受診児童	346	341	337	340	316
	受診率(%)	98.3	98.3	96.6	98.3	99.1
3歳児健診	対象児童	424	394	354	347	338
	受診児童	411	383	340	338	333
	受診率(%)	96.9	97.2	96.0	97.4	98.5

資料：新庄市健康課

## 家庭児童相談

家庭における養育、放任、過保護等に起因する情緒障害、非行、不登校等が大きな社会問題となっていることから、家庭児童相談員を中心に県中央児童相談所等関係機関との連携のもと家庭児童相談を実施しています。

《福祉事務所家庭相談室年度別相談取り扱い件数》

(単位：人)

年度	養護	保健	障がい	非行	性格 行動	不登校	適正	育児・ しつけ	その他	計
18	126	3	40	7	15	12	15	26	-	244
19	144	2	51	2	27	8	29	10	16	289
20	250	17	54	0	6	18	42	2	7	396
21	280	3	9	0	25	74	20	1	45	457

資料：新庄市健康課

## 屋内型児童遊園「わらすこ広場」

0歳から小学校3年生くらいまでの児童の遊び場として、中心商店街のショッピングビルの中に、天候に関わらずに利用できる屋内型児童遊園施設「わらすこ広場」を設置しています。「わらすこ広場」は児童の保護者同士が情報交換などを行う交流の場としても利用され、ボランティアサークルの協力でイベントを実施しているほか、併設している「新庄市地域子育て支援センター」による「あそびの広場」も毎週開催しています。

### 利用状況

年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
利用者総数	46,370 人	休止	46,627 人	44,354 人
内、市内利用者数	39,756 人	休止	38,744 人	38,767 人
開所日数	312 日	休止	260 日	310 日
日平均利用者数	149 人	休止	179 人	143 人

資料：新庄市福祉事務所



#### 4. 特別児童扶養手当

精神または身体に障害を有する20歳未満の児童等の福祉の増進を図るため、当該障害児を扶養する父母または養育する人に特別児童扶養手当を支給しています。(所得制限あり)

年 度		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
支給者数	1 級障害児	33 人	34 人	35 人
	2 級障害児	24 人	28 人	32 人

資料：新庄市福祉事務所

#### 5. 障害児福祉手当

常時介護を要する20歳未満の重度障害児に対して障害児福祉手当を支給しています。

年 度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
支給者数	15 人	18 人	19 人

資料：新庄市福祉事務所

#### 児童居宅介護事業（ホームヘルプサービス）

国が定める支援制度に基づき、18歳未満の対象児童について、居宅における介護・家事等に係わる支援費の助成を実施しています。

	支給決定者数	利用者数	支給額
平成 21 年度	2 人	2 人	95,058 円

資料：新庄市福祉事務所

#### 児童デイサービス事業

国が定める支援制度に基づき、18歳未満の対象児童について、通所による日常生活活動や集団生活への適応等の指導及び訓練にかかる援助を実施しています。

	支給決定者数	利用者数	支給額
平成 21 年度	18 人	17 人	14,773,387 円

資料：新庄市福祉事務所

### 児童短期入所事業（ショートステイ）

国が定める支援費制度に基づき、18歳未満の対象児童について、保護者の病気やその他の事由により、在宅での支援を受けることができない機関における児童福祉施設等への入所に係る支援費の助成を実施しています。

	支給決定者数	利用者数	支給額
平成21年度	9人	2人	74,844円

資料：新庄市福祉事務所

### 児童補装具給付事業

身体障害者手帳の交付を受けている児童に対して、障害の程度や状態により、身体上の障害を補い日常生活を容易にするために必要な補装具を、国の補助基準の定めに基づき給付し、また、修理に必要な助成を実施しています。

	種別	交付件数	助成額	修理件数	助成額
平成21年度	下肢装具	4件	253,315円	-	-
	座位保持装置	4件	935,470円	2件	17,519円
	重度難聴用耳掛型補聴器	2件	136,639円	-	-
	車いす	3件	666,856円	2件	113,928円
	電動車いす	1件	407,966円	-	-
	起立保持具	1件	25,399円	-	-
	歩行器	1件	25,029円	-	131,447円
	計	16件	2,450,674円	4件	262,894円

資料：新庄市福祉事務所

### 児童日常生活用具給付等事業

重度の身体障害を持つ児童について、日常生活上の便宜を図るため、障害の程度や状態により、県の補助基準の定めに基づき生活用具の給付と貸与を実施しています。

## 7. その他の状況

### 児童虐待にかかる相談の現状

本市における児童虐待に関する相談は増加の傾向を示してはませんが、全国的には事件に発展する児童虐待事例が増加しており、児童虐待の防止は、児童の基本的人権と生活の安全を保障するため、関係機関と地域住民が連携し取り組むことが必要とされる重要な課題となっています。

### 児童虐待相談件数の推移

(単位：件)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
新庄市	8	7	6	7
山形県	126	157	152	176

資料：新庄市福祉事務所

8 . 新庄市の子育て支援施策（平成 2 2 年度）

	事業名	事業内容	対象	担当課等
1	市立保育所運営事業	市立保育所 4 ヶ所の運営	市立保育所	福祉事務所
2	民間立認可保育所運営管理事業	民間立認可保育所 2 ヶ所の運営指導・管理及び支援	民間立認可保育所	福祉事務所
3	延長保育事業	市立及び民間立認可保育所において、通常の保育時間を越えて保育を実施	保護者が就労している就学前児童	福祉事務所
4	乳児保育事業	勤労している保護者の保育を支援するため、生後 6 ～ 8 ヶ月目からの乳児の保育を受け入れ	保護者が就労している乳児（生後 6 ～ 8 ヶ月以上）	福祉事務所
5	一時保育事業	保護者のやむを得ない事情に対応するため、保育所において臨時または一時的に児童の保育を受け入れ	就学前児童	福祉事務所
6	障害児保育事業	身体等に障害のある児童に専任の保育士が保育を実施	身体に障害のある入所児童	福祉事務所
7	休日保育事業	保護者が休日に就労する世帯の児童の保育を受け入れ	就学前児童	福祉事務所
8	児童センター・児童館運営事業	児童の健全育成のため、市内農業地域に、児童センター 2 ヶ所、児童館 1 ヶ所を設置し運営	就学前児童及び小・中学生	福祉事務所
9	地域子育て支援センター運営事業	子育て家庭等を対象に育児相談の対応、子育て支援サークルの育成指導等の育児支援を実施	市民	福祉事務所
10	家庭児童相談事業	家庭児童相談員を配置し、児童のいる家庭に関する様々な相談に対応	児童の保護者及び関係者等	福祉事務所
11	放課後児童健全育成事業	学童保育所において、保護者の就労等による日中留守家庭の学童の放課後における保育を実施	保護者の就労等による日中留守家庭の学童	福祉事務所
12	認可外保育施設運営費等補助	認可外保育施設における児童の健全育成を支援するため運営費等について補助を実施	市内認可外保育施設設置者	福祉事務所

	事業名	事業内容	対象	担当課等
13	「わらすこ広場」運営事業	0歳から小学校3年生くらいまでの児童の遊び場として設置している屋内型児童遊園の管理運営	児童及び児童の保護者	福祉事務所
14	児童手当等の支給	児童を養育する保護者に児童の健全育成支援のため児童手当を支給(所得制限有) H22年度子ども手当となる(所得制限なし)	児童を監護し生計を同じくする保護者	福祉事務所
15	児童扶養手当の支給	母子(父子)家庭等のひとり親家庭の生活の安定と自立を支援し児童福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給(所得制限等有)	母子(父子)家庭等	福祉事務所
16	特別児童扶養手当の支給	精神または身体に障害のある満20歳未満の児童の福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当支給(所得制限等有)にかかる必要な措置を実施	支給適用児童を監護する保護者	福祉事務所
17	障害児福祉手当の支給	常時介護を要する住宅の障害児に障害児福祉手当を支給	支給適用児童	福祉事務所
18	児童居宅介護事業(ホームヘルプサービス)	支援費支給対象児童について、居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を実施	支援費支給適用児童	福祉事務所
19	児童デイサービス事業	支援費支給対象児童について、施設への通所により日常生活動作や集団生活への適応等にかかる指導・訓練を実施	支援費支給適用児童	福祉事務所
20	児童短期入所事業(ショートステイ)	支援費支給対象児童について、児童福祉施設等で短期入所により必要な支援を実施	支援費支給適用児童	福祉事務所
21	母子生活支援施設入所措置	配偶者のいない女子等の監護すべき児童が福祉に欠ける状況にある場合に、当該の児童と母について母子生活支援施設への入所により保護を実施	措置適用母子	福祉事務所
22	児童補装具給付等事業	身体障害者手帳の交付を受けた児童に補装具を給付	給付等要件該当児童	福祉事務所

	事業名	事業内容	対象	担当課等
23	児童日常生活用具給付等事業	日常生活を営むのに支障がある障害児に日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与	給付等要件該当児童	福祉事務所
24	母子寡婦福祉資金貸付申請等進達	県の貸付制度の利用にかかる相談対応及び申請等の進達	母子家庭等	福祉事務所
25	子育て短期支援事業 (ショートステイ) (トワイライトステイ)	保護者の疾病その他の事由により家庭において児童を養育することが困難となった場合や経済的事由により緊急一時的に母子を保護することが必要となった場合等に、児童養護施設または母子保護施設において保護措置を実施	児童 母子	福祉事務所
26	母子健康手帳の交付	母子保健法に基づき母子健康手帳を交付し、母子の健康管理・健康増進を図る	妊婦	健康課
27	妊婦保健指導事業	母子健康手帳の交付時等において母子の健康管理等にかかる保健相談・指導を実施	妊婦	健康課
28	妊婦一般健康診査	妊婦一般健康診査受診票により妊娠中14回と、HTLV-1の抗体検査及び子宮頸がん検診を医療機関にて実施	妊婦	健康課
29	プレママ広場	保健センターにおいて、妊婦体操、呼吸法、沐浴等の実習及び栄養・保健指導を実施	妊婦 夫(希望者)	健康課
30	こんにちは赤ちゃん訪問事業	乳児の健やかな発育・発達を図るため、保健師が訪問し保健指導を実施	生後3ヶ月以内の乳児とその保護者	健康課
31	乳幼児訪問指導事業	医療機関との連携、健診・育児相談後のフォローも含め、訪問指導が必要な乳幼児について、訪問による相談、指導を実施	乳幼児とその保護者	健康課

	事業名	事業内容	対象	担当課等
32	離乳食教室	離乳食の作り方・すすめ方、注意点等の指導と試食の実施	5～6ヶ月児 7～8ヶ月児 9～11ヶ月児 の保護者	健康課
33	4ヶ月児健康診査	母子保健法に基づき、乳児（4ヶ月児）の健康診査を実施	4ヶ月児	健康課
34	1歳6ヶ月児健康診査	母子保健法に基づき、幼児（1歳6ヶ月児）の健康診査を実施	1歳6ヶ月児	健康課
35	1歳6ヶ月児歯科健康診査	母子保健法に基づき、幼児（1歳6ヶ月児）の歯科健康診査を実施	1歳6ヶ月児	健康課
36	2歳児歯科検診及びフッ素塗布	歯科検診、歯科衛生士による虫歯予防の集団指導の実施、また希望者に対しフッ素を塗布	2歳児	健康課
37	3歳児健康診査	母子保健法に基づき、幼児（3歳児）の健康診査を実施	3歳児	健康課
38	3歳児歯科健康診査	母子保健法に基づき、幼児（3歳児）の歯科健康診査を実施	3歳児	健康課
39	乳幼児相談	保健師による発育・発達相談、身長・体重計測の実施。地域子育て支援センターの活動と合わせて実施	乳幼児と保護者	健康課
40	予防接種法による定期予防接種	B C G、三種混合（百日咳・ジフテリア・破傷風）、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎の予防接種の実施	乳幼児 児童生徒 高3相当年齢 （麻しん）	健康課
41	任意の予防接種	子宮頸がん	小6対象	健康課
42	すこやか相談	言葉や聴こえなど発育発達相談を実施	乳幼児	健康課
43	私立幼稚園にこにこ子育て支援事業	私立幼稚園に同時期に2人以上の児童を入園させている世帯について、入園料等負担軽減のための補助を実施	入園児童の保護者	教育委員会 学校教育課
44	私立幼稚園就園奨励費補助事業	私立幼稚園入園児童と公立保育所等入所児童の保護者負担の格差是正と軽減のため、私立幼稚園入園児童の保護者について入園料等に係る補助を実施	入園児童の保護者	教育委員会 学校教育課

	事業名	事業内容	対象	担当課等
45	私立幼稚園教育振興事業	本市における幼児教育の振興を図るため、私立幼稚園が行う調査・研究、研修等経費について補助を実施	私立幼稚園設置者	教育委員会 学校教育課
46	ハロー・ブック	子育てネットワークNPO法人と連携し、4ヶ月児健診会場において、乳児を持つ親に絵本の読み聞かせを指導するとともに、希望する親に乳児用絵本の貸出しを実施	4ヶ月児とその保護者	教育委員会 生涯学習課 (図書館NPO)
47	青少年健全育成事業	青少年の健全育成を行っている団体の活動支援や、青少年を対象とした事業を実施	実施団体等	教育委員会 生涯学習課
48	家庭教育支援総合推進事業	子育て支援者の相互連携による活動の活性化と子育てサークル等に関わる人達の力量向上を図るための講座等の開催	子育て支援サークル等 子育て支援団体	福祉事務所 子育て支援センター
49	家庭教育総合推進事業 (子育て講演会)	小・中学校において、新入学説明会時や保護者会開催時等の機会を活用して家庭教育関係講座を開催	保護者及び生徒	教育委員会 生涯学習課
50	男女共同参画推進事業 (次世代育成支援関連)	子育て支援に係る公益活動団体等の育成及び支援、子育て支援に係るリーダー等の育成	子育て支援団体等	教育委員会 生涯学習課
51	青少年指導センター事業	青少年の健全育成に資するため、非行防止活動・青少年相談活動・環境浄化活動として、早朝・午後・夜間の時間帯に年間62回の街頭指導を実施 巡回指導の結果を状況情報として関係機関等に提供	小・中学生、高校生等	教育委員会 生涯学習課

---

## 第3章 新庄市次世代育成支援地域行動計画の理念と目標

---

### 1.基本理念

#### こどもの笑顔が未来をつくる めごめごの心で育てようみんなで いのち輝く新庄っ子

新庄市は緑豊かな自然環境ときれいな水、四季折々の農産物による豊かな食文化に恵まれ、「雪のふるさと」「まつりと民話のふるさと」と標榜しています。

大きな災害を被災することなく、「雪がもうわずか少なかったら住みやすい」というのが共通する認識です。この地域の人々の気質は「がまん強くひかえめ」、「人情は厚くおおらかで温かい」と言われてきました。また、かつての城下町としての伝統を引き継いだ「新庄祭り」という郷土文化は、ここに生まれ育った人たちの心の中にしっかりと根付き、人とまちとそして故郷をつなぐ大きな力となっています。夏の新庄祭りの3日間は町中が子ども達の元気な声と姿で満ち溢れる時です。このような子ども達の輝く笑顔が絶えることがないように、地域の未来を担うすべての子ども達が健全に幸せに生まれ、「将来もこのまちに住みたい、生活したい」という希望を持ち、その思いを実現できるようなまちづくりを目指さなければなりません。

近年、新庄市も少子化等を原因として人口の減少傾向が続いています。少子化の始まりとされた年代に生まれた子ども達が、これから次の世代の親となっていきます。少子化の進行に歯止めをかけるために様々な国の施策が実施され、これに沿って新庄市でも、子どもたちが健やかに生まれ育つことができる環境づくりのため、地域にあった子育て支援計画を策定・実施し、長期的視野に立った次世代の子育て環境の整備を推進していきます。

かつてより地域で子どもたちは「わらすこ」と称され、「めんご」と呼ばれ育まれてきました。「どここのめんご」というように、家族だけでなくまわりからも目を配られてきました。子育ての基盤は家庭ですが、このような温かい子どもに対するまわりの援助が今後さらに必要です。様々な要因で子育てに不安感・負担感を持つ子育て世代に対して、適切な支援が必要とされる社会状況になってきていると言われています。本当に必要とされる子育て支援策による環境整備を進めていくとともに、様々な担い手の協働の下、地域社会全体で新庄市の未来を担う子育てを支えていきます。

## 2.地域行動計画の基本的な視点

新庄市次世代育成支援地域行動計画の理念を受け、以下の5つの視点を基本とし施策の推進をし、「子どもの笑顔が輝く元気なまちづくり」を目指していきます。

### 1 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限尊重されるような視点に立った取り組みをします。

### 2 次代の親作りという視点

子どもは次代の親となるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めます。

### 3 社会全体による支援の視点

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、社会全体で協力して、様々な担い手の協働の下に対策を進めます。

### 4 仕事と生活の調和の実現の視点

子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立ち、男性も女性もともに家族としての責任を担いながらも、社会がこれを支援していき、結婚や子育てに関する希望を実現できるよう、市や企業をはじめとする関係者が連携して取り組みます。

### 5 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域において活動をおこなうNPO、子育てサークル、母親クラブ、子ども会、自治会をはじめとする地域活動団体などの様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用します。

### 3.基本目標

前期計画で掲げた基本目標を継続し、新庄市の現状と課題を把握したうえで、新庄市まちづくり総合計画の施策をもって計画の実現と推進を目指します。

#### 計画に継続する前期計画からの基本目標

##### 基本目標1 地域における子育ての支援

少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化などにより、様々なニーズに応える保育サービスが求められるようになってきました。また、相談者や育児援助者がいないために、本来は喜びを感じる子育てに対して、精神的・経済的に不安感や負担感をもつ保護者が増えてきています。すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域の保育需要に適応した保育サービスを充実させるとともに、家庭における養育力向上を目指した子育て支援対策を推進していきます。

##### 基本目標2 母性並びに乳幼児などの健康の確保及び整備

安心して子どもを産み、健やかに育てるために、妊娠期からの継続した相談支援体制を整え、出産後の乳幼児健診や保健指導、母子相談などを充実させます。また親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し親への養育相談指導や、誤飲、転落・転倒、やけどなどの子どもの事故の予防の啓発を実施していきます。また、離乳食指導をはじめとした子どもの正しい食習慣のための食育の推進など、子どもと子育て家庭の保健施策内容を充実していきます。

### **基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育現場の整備**

少子化や核家族化、社会情勢の変化による価値観の多様化や人間関係の希薄化等により家庭において様々な課題が生じてきています。子どもの心身の健やかな成長のため、家庭、保育所・幼稚園、学校、地域が連携した取り組みにより地域社会全体での子育て支援の施策を充実していきます。

変化の激しい社会に対応できるよう学校教育の中で、子どもの心、能力、体をバランスよく育て、生きる力と夢の持てる教育を推進し、心の教育の充実を図りながら、たくましい児童生徒の育成と各学校の実情に合わせた特色ある学校づくりを推進します。

### **基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備**

親子が安心して利用できる遊び場や公園の整備を実施して充実を図るとともに、遊具などの点検整備を確実に実施し安全管理を行います。また、子育て家庭が快適に外出できるよう公共施設等が子育てにやさしい施設となるよう改善を実施します。生活形態の多様化により、子どもたちが夜間に外出する機会も多くなること等により、交通事故や犯罪に遭遇することのないよう、防犯灯や、道路照明灯の整備等を継続します。

### **基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進**

仕事と家庭の両立ができるよう、多様な働き方に対応した保育サービスの充実を図ります。核家族化が進み両親共働きの就業形態が多い中、0歳児からの保育需要の増加に対応した保育環境の整備と充実を図ります。同時に、就業の場となる企業における子育てサポート体制の確立のため、事業主へ育児休業制度や母体保護のための休暇制度の完全実施等について関係団体と連携をとりながら啓発を実施していきます。また、家庭と職場内での男女共同参画の推進を継続していくとともに、生活の基本である家庭において、男女がともに役割を分担し、共同で家事・育児・介護を担えるような意識の啓発を推進します。

## **基本目標 6 子どもの安全の確保**

子どもを交通事故から守るために、警察、保育施設、幼稚園、学校、関係団体との連携による協力体制を強化して事故防止対策を推進します。防犯協会や見守り隊などのボランティア団体が中心となり住民連携による防犯パトロールや啓発運動、あいさつ運動などを行い地域の防犯力を高め地域の子どもの守ります。

## **基本目標 7 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進**

いじめや児童虐待に対して、早期に発見し適切な対応ができるように関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

障害のある子どもの発達を支援し、地域の一員として安心して生活ができるよう、関係機関との連携を図りながら、適切な医療の提供、教育支援体制の取り組みを推進します。

ひとり親家庭の自立支援のため、相談体制の充実や就業支援制度の活用のための国等の補助制度の適用を図ります。

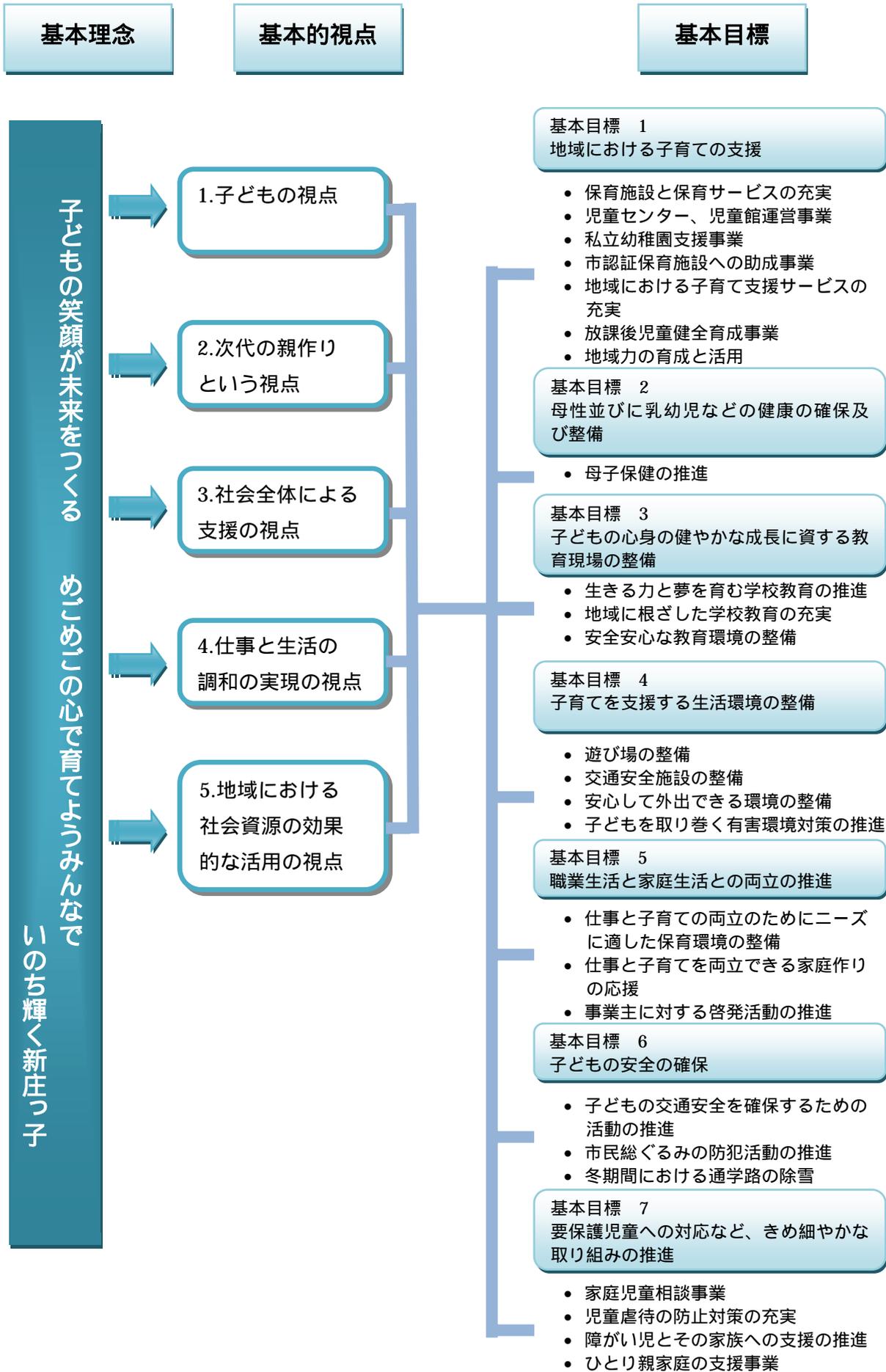
## 新庄市まちづくり総合計画においての子育て支援に関わる施策目標

政策：「子育て環境を充実し、子どもの健やかな成長を支援します」

- 施策
- 1．子どもの保育・教育環境の充実
  - 2．家庭における子育てへの支援
  - 3．子どもの発育への支援
  - 4．地域による子育て支援

政策：「夢を持ち、元気で才能豊かな、いのち輝く新庄っ子を育成します」

- 施策
- 1．生きる力と夢を育む学校教育の推進
  - 2．地域に根ざした学校教育の充実
  - 3．安全安心な教育環境の整備



## 第 4 章 新庄市子育て支援施策の展開

### 基本目標 1 地域における子育ての支援

#### (1) 保育施設と保育サービスの充実

##### 現状と課題

核家族化、共働き世帯の増加、就労形態の多様化などのために、少子化傾向の中にあっても保育所の需要が増加してきています。現在、新庄市においても出生数の減少による乳幼児数の減少傾向にありながら、保育所入所希望者は増加傾向にあります。女性のライフスタイルの変化、核家族化、家庭の経済状況の必要性など多様な要因から、出産後も継続して働き続けることを選択し、産前産後休暇後、または育児休暇後に子どもを保育所に預けて働き続ける女性が増加しているためです。このため0歳児から3歳未満児の乳幼児保育の需要が高まり、認可保育所の乳幼児定員の枠での待機児童が発生してきています。認可保育所においての3歳未満児の保育機能を拡大させるための施策が必要となってきています。

認可保育所は現在市立保育所4カ所・民間立保育所2カ所の6つの保育所があり、保育定員総数は630人です。3歳以上児の保育に対しては待機児童問題はみられませんが、3歳未満児に対して待機児童が発生するようになりました。認可保育所の保育年齢からみた保育定員を調整することによって3歳未満児の待機児童を解消し、地域に適応した保育サービスを提供できるような保育体制を整備していく必要があります。

また、延長保育や一時保育等の特別保育を子育て応援施策として市立保育所、民間立保育所と調整しながら充実させることが必要です。体調不良児保育や病後児保育の機能の整備が認可保育所においても要望されるようになってきています。休日保育については、少数ながらも要望があり、現在は民間立保育所や認可外保育施設にて受入態勢が整備されています。

新庄市では認可外保育所は現在10施設あります。このうち7施設を新庄市が認証保育所と認定しています。市立保育所がまだ現在のような特別保育的な機能を持たなかった時代から、市立保育所の補完的役割を果たす施設として運営され現在にいたっています。認可保育所の乳児受け入れ月齢が市立保育所においては8ヶ月としているのに対して、認可外保育所においては産後休暇明けすぐの月齢3ヶ月頃からの乳児を預かること、また保育時間等に対して利用者のニーズに合わせた柔軟な対応をするなど、地域において認可保育所の補完的な役割が果たされています。これからもこの状況は継続されていくことから、認可外保育所に対する支援制度の充実が望まれています。

これからは、公立保育所、民間立保育所、認証保育所が互いに保育機能を連携・調整をしながら地域全体の保育需用のニーズに適応した体制を整え保育サービスの充実を図っていくことが必要です。

## 施策の方向性

保育所に入所している子どもは、日中の大半を保育所で過ごします。子どもの心身共に育ちの場である保育所において、安全に快適に過ごし健やかに成長できるよう、実施する保育内容の充実を図るとともに、施設の整備と保育サービスの充実を推進していきます。これからは、公立保育所、民間立保育所、認証保育所が互いに保育機能を連携・調整をしながら地域全体の保育需用のニーズに適應した体制を整え保育サービスの充実を図っていくことが必要です。働く親が安心して子育てをしていけるよう、保育ニーズに応えたきめこまやかな制度整備を推進していきます。

### 認可保育所

#### 市立保育所運営事業

乳幼児期は生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であり、保育所は、子どもが日中の大半を過ごす場であることから、子どもの心と体の成長のための最善の保育を実施していきます。

通常保育とともに障がい児や特別な配慮を必要とする児童の受入などセーフティネットとして公立ならでの役割を担っていきます。

延長保育等の特別保育などへの柔軟な対応を実施していきます。

3歳未満児の保育需要の増加に対応する施設整備をするとともに、他の保育機関と連携調整をして待機児童の解消を図ります。

研修と学習を継続し保育の質を高めていきます。経験豊かな保育士が市全体の保育のイニシアティブを担い、関係機関とのネットワークを構築できるようにします。給食を通じて健康な生活の基礎づくりができるように、乳幼児期からの食育を保育内容に計画的に取り入れていきます。

子育て支援センターを各保育所に設置し、支援センター専門の保育士と保護者との交流を通しての育児支援を実施します。

#### 民間立認可保育所運営管理事業

運営主体は社会福祉法人ですが、保育実施形態は基本的に市立保育所と同様であり、市では保育運営費負担を行い、適正な保育が実施できるよう運営管理指導を行っていきます。民間立保育所は社会福祉法人等の特色を生かした柔軟な保育の形態を構築することができます。利用者の保育ニーズに応える、延長保育、一時保育、休日保育等の特別保育、園内での子育て支援センターの設置等による保育機能の充実に対して適切な補助支援を実施していきます。

## 特別保育

### 延長保育事業

女性の社会進出や就業形態の多様化により長時間保育へのニーズは継続するものと予想されます。就労する保護者が安心して仕事と育児の両立を維持できるよう、公立保育所・民間立保育所ともに延長保育実施体制の充実を図り、要望に適應した延長保育の実施態勢の充実を図っていきます。

### 一時保育事業

保護者の冠婚葬祭の都合や急な用事、病気による入院等の事情に対応し、保護者の申込みにより臨時的・緊急的に保育所で子どもの保育を行います。専業主婦を含んだ子育て保護者すべてを対象にしています。

緊急保育サービス（随時利用） ・保護者の病気、怪我治療、出産、家族の看護・介護、冠婚葬祭出席等
非定形的保育サービス（日の指定利用、曜日の指定利用） ・保護者の不定期・断続的就労、職業訓練受講、就学等
私的利用による保育サービス利用（随時利用） ・保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の解消のための休養・リフレッシュ等

### 障がい児保育事業

保育所や児童センター・児童館において、障がい児受け入れを行っていきます。発達障がいと思われる児童が増えてきており、それに対応した保育士の人員配置等必要な措置を柔軟に行い、障がいのある児童の保育所における保育の円滑な実施に努めていきます。

### 病中病後児・体調不良児事業

現在認可保育所において病中病後児、体調不良児型の対応はしていませんが市内認可外保育施設1ヶ所において病後児対応を実施しています。

体調不良児保育については、認可保育所において体調不良児型保育を計画的に実現させていきます。

### 休日保育事業

民間立認可保育所1ヶ所において休日保育の受け入れを実施していますが、利用実績は極めて少ない状況です。今後の利用状況を踏まえながら実施態勢について必要な検討を加えていきます

## (2) 児童センター・児童館運営事業

### 現状と課題

児童に安全な遊びの場を提供し、健全育成、体力の向上、規律ある生活態度の養成等を目的として、市内農業地域に児童センター2ヶ所、児童館1ヶ所を設置し地域の実情を踏まえた運営を行っています。

平成18年4月から萩野児童センター及び升形児童館、平成19年4月から本合海児童センターが指定管理者制度に移行され地域に密着した運営により、保育所的な目的での「児童の集団保育」の実施、学童保育的な目的で「児童館の開放」を実施しています。また保護者との連携活動の目的で地域組織である「母親クラブ」が児童センター・児童館を中心に活動をしています。

市内の農業地域は三世帯同居率が比較的高い状況であるとともに、児童センター・児童館の利用率も高い状況です。しかし、少子化の影響や保護者の就労時間などの事情により、年々入館者数が減少してきています。児童センター・児童館の存続には地元の高い要望があり、指定管理者である地元の管理委員会に地域事情にそった運営が任されていることから、実情にあわせた柔軟な運営が望まれています。

児童の集団保育・・・一般児童（6歳以上の児童）の来館しない時間帯を主として活用し、3歳以上6歳未満の児童を対象とした集団保育を実施しています。

集団保育実施時間	月～金曜日 午前8時30分～午後3時
----------	--------------------

児童館の開放・・・一般児童を対象として、集団保育の実施時間帯を外し、自由来館による任意利用のため施設を開放しています。

自由来館利用時間	月～金曜日 午後3時～5時
	土曜日 午前8時30分～午後5時

地域組織活動の支援・・・母親クラブに対して助言と指導を行い、円滑かつ効果的な活動の達成を支援しています。

### 施策の方向性

保護者と指定管理者管理委員会と行政との連携のもと、実情にあわせた柔軟な運営を実施します。保護者の要望による延長預かりや2歳児保育などの実施を検討していきます。

### ( 3 ) 私立幼稚園支援事業

#### 現状と課題

現在新庄市には5つの私立幼稚園があり、それぞれの特色ある独自の教育方針により地域の幼児教育を担っています。

近年の乳幼児人口の減少傾向の中で、保護者の就労形態の変化等に伴い保育所需要が増えてきている影響を受け、幼稚園においては入園児童が減少傾向を続け厳しい経営環境にあることから、幼児教育にかかる基盤の維持に向けた対応が必要となっています。私立幼稚園の運営に対する補助制度の拡充の要望が提起され続けている現状があります。

#### 施策の方向性

子どもに対する国の政策のなかで、幼稚園の機能とともに保育所的機能を持つことができるなど幼稚園と保育所の形態の変革の時代に入ろうとしています。幼児教育の基盤の維持を図る支援体制をとりながら、国の施策の動向を見ながら地域の実情に合った制度を適用し、より良い幼児教育体制を構築していきます。

#### 私立幼稚園にこにこ子育て支援事業

私立幼稚園に同時期に2人以上の児童を入園させている世帯の入園料負担軽減のため、入園料にかかる補助を継続して実施していきます。

#### 私立幼稚園就園奨励費補助事業

私立幼稚園入園児童と公立保育所等入所児童にかかる保護者負担の格差是正と軽減のため、私立幼稚園入園児童の保護者について入園料等にかかる補助を継続して実施していきます。

#### 私立幼稚園教育振興事業

就学前児童の教育振興を図るため、私立幼稚園が行う調査・研究・研修等の経費について補助を継続して実施していきます。

### ( 4 ) 市認証保育施設への助成事業

#### 現状と課題

新庄市には現在10箇所の認可外保育施設があり、平成22年度は236人の乳幼児が保育されています。平成16年度には市内認可外保育施設を対象とした独自の認証保育所制度を創設し、当該施設における保育業務の充実に向けての配慮を実施してきました。乳幼児の健全育成を図るため、これらの市認証保育所に対して県の補助制度に沿っての「認可外保育施設乳幼児育成支援事業費補助金」と市単独補助金の「認可外保育施設多子保育料軽減事業費補助金」を交付しています。

これまで認可外保育所に対しての国や県からの補助金等の助成制度があまり拡充され

ず、認可外保育所運営費に対する補助金の拡大が求められてきました。平成22年度に県の補助制度が改正され補助基準額が拡大増額されたことに合わせ市の補助制度も増額改正し助成の拡大に至りました。

親の就業形態の多様化により認可保育所では対応できない保育ニーズに対して、認可外保育所が補完的な役割を果たしてきました。今後も利用者の選択による認証保育所の利用が続くとともに、認可保育所における3歳未満児の保育需要の増加を補完する受け皿としての役割も見込まれます。

### 施策の方向性

各家庭の様々な事情により認可外保育所を利用している子育て世帯の比率が高いことから、認可外保育所の保育環境の向上を図るための支援を継続し充実していきます。

乳幼児の健全育成を図るため、「認可外保育施設乳幼児育成支援事業費補助金」、「認可外保育施設多子保育料軽減事業費補助金」制度を充実させていきます。

認可保育所における3歳未満児の保育需要増加を補完する受け皿的機能を認証保育所が担うことから、認証保育所利用者の保育料に関する補助制度を整備していきます。

## (5) 保育所・幼稚園の今後について

### 幼保一体化

#### 現状と課題

幼稚園と保育所の今後のあり方については、少子化の進行、共働き家庭の一般化に伴う保育ニーズの多様化を背景として、それぞれ地域の実情に応じた幼稚園・保育所の施設共有や併設等弾力的な運用の確立が求められてきました。

幼保一元化の施設として「認定こども園」、幼保一体化の施設として「こども園」が将来的な構想となっていますが、新庄市においては今後の国の動向を踏まえての施設整備となります。

## 施策の方向性

保育所と幼稚園に対する国の施策では、幼稚園と保育所の機能の一体化による「こども園」、幼保一元化による「認定こども園」、もしくは現在のままの幼児教育機関としての「幼稚園」といった形態が提示されておりますが、現在のところ地域でははっきりした展望はわからない状況です。

地域にある幼稚園・認可保育所・認可外保育所・児童センター・児童館という既存の保育・教育施設を総合的に調整していく方向性が考えられます。国の施策の動向を見ながら、地域の実情に適合した制度の取り入れをしていきます。

## (6) 地域における子育て支援サービスの充実

### 子育て支援センター

新庄市地域子育て支援センター

#### 現状と課題

子育て支援センターについては、新庄市地域子育て支援センターと現在2ヶ所ある民間立の保育所にそれぞれ子育て支援センターが設置されています。

市地域子育て支援センターは、平成20年5月、中心商店街のショッピングビル「こらっせ新庄」の4階の一面フロア「わらすこ広場」に併設した形態で開設されました。地域の親子、保護者、すべてを対象にしており、地域の子育て支援情報を収集・提供し、育児相談をはじめ子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点施設としての機能を担っています。離れた他の地域からの転入世帯であったり核家族であったりして、身近なところに子育て支援者を持たない母親が、育児に不慣れなために不安感や悩みを持った場合、ひとりで悩みを大きく抱え込み孤立してしまうことがあります。妊娠や出産、そして育児に関する知識や情報はいろいろな手段で得ることができますが、家庭から子育て支援センターなどの外の施設に出向き、そこで人と人が相対して得られる安心感が、育児をがんばろうとしている母親にとっての助けになることがあります。屋内型のあそびの広場である「わらすこ広場」と機能を一体化している市地域子育て支援センターでは、人と人との交流を通しての地域の子育ての応援体制を整備してきました。

## 施策の方向性

「みんなで子育て支えます」を基本方針の合言葉として、市地域子育て支援センターを地域における子育て支援機関の中心として位置づけ、その機能充実を推進していきます。

子育て支援のためのネットワークづくりを推進し、情報の提供機能を充実させます。

子育てサークルの育成を継続するとともに、保育ボランティア等の子育て支援者や団体と連携した活動を発展させていきます。

公民館や保健センターにおいての「あそびの広場」や「巡回相談」の周知を広め、多くの人に利用してもらえるよう環境を整えます。

子育てなどの相談窓口をより親しみやすく信頼のおけるものとするために専任の保育士や相談員を配置するなどの人的な配置を充実していきます。また、母子健康相談、養育相談について保健師、保健センターなどの関係機関との連携による充実を図ります。

## 市地域子育て支援センターの主な事業内容

- 育児不安等についての相談対応及び指導（電話相談・家庭訪問含む）
- 公民館や保健センターでの「あそびの広場」と「巡回相談」の実施
- 乳幼児とその家族を対象とした「めぐめぐ子育て講座」の開催
- 子育てサークル等の育成及び活動支援
- 地域の保育資源に係わる情報提供（子育て情報通信「めぐめぐ通信」の定期発行、館内におけるパンフレットや掲示物により情報提供）
- 子育てサークル間の交流会の実施や、子どもと高齢者との交流会の実施、
- NPO団体の企画する事業との協働
- 孫を育てている祖父母を対象とした講座の開催とイベントの実施
- 乳幼児を持つ外国人母親への相談支援・情報提供活動の実施等
- お祭りのイベント「わらすこワンダーランド」の実施

### 平成 21 年度 新庄市地域子育て支援センター

#### 育児相談内容別件数

項目	基本的生活習慣						発達・発育							生活習慣					合計				
	睡眠	食事			排泄	その他	ほふく・歩行	身体の発達	言葉	社会性	性格	くせ	その他	医学的問題	家庭	近隣・地域	園生活・入園	育児方法			サークル・育児情報	その他	
		授乳	離乳・離乳食	食事														健康		しつけ・教育			不安・ストレス
来所	8	8	12	11	15	1	3	6	12	11	3	13	3	10	3	3	27	0	8	4	18	32	211
電話																			1				1
巡回相談	3	2	6	2	4	0	2	4	3	4	0	7	0	3	3	0	17	0	5	4	18	1	88
訪問																							0
その他																	41					26	67
合計	11	10	18	13	19	1	5	10	15	15	3	20	3	13	6	3	85	0	14	8	36	59	367

## 民間立保育所内の子育て支援センター

### 現状と課題

民間立保育所「パリス保育園」と「新庄保育園」の園内にそれぞれ子育て支援センターが開設されており、おもに入所前の乳幼児と母親が利用しています。これら民間立保育園内に開設された子育て支援センターでは、入所中の親子はもとより入所予定の親子などに自由に開放され、親子で楽しめる企画に参加しながら子育てを楽しめるくつろぎの場となっています。

## 公立保育所における子育て支援センターの設置

現在公立保育所においては子育て支援センターは開設していませんが、子育て支援センターを設置し、自由な来所や、保育ボランティア等の協力を得るなどして子育て支援できるような人的整備と施設整備を推進していきます。

## (7) 放課後児童健全育成事業

### 放課後児童クラブ(学童保育)

#### 現状と課題

保護者の就労により日中留守となる家庭の学童の事故防止と健全育成のため、3小学校区に2ヶ所、市街地北部の2小学校区に1ヶ所学童保育所を設置しており、現在は市が社会福祉協議会に委託した形態での運営を実施しています。

私立幼稚園や認可外保育施設が運営する放課後児童クラブが現在6ヶ所あります。学童保育、放課後児童クラブの利用は年々増加傾向にあり、現在小学校3年生までを対象としているのに対し、高学年までの引き上げの要望も出ています。日新及び中央学童保育については施設の老朽化と児童数の増加による狭さなどの課題があり近い将来に移転や分割等の対応が必要となります。また日新学童保育所は利用児童数が増加する中、施設の狭さ、学校からの距離の問題、途中の国道横断の危険性等の解決すべき課題を抱えています。現在北辰小と泉田小を一緒にしている学童保育については、保育需要の動向をみてそれぞれ独立させていく必要があります。

民間立の幼稚園や認証保育所が開設している放課後児童クラブに対する補助支援を21年度から実施しています。

#### 施策の方向性

核家族や共働き家庭の増加により、放課後児童が安心・安全に過ごすことのできる施設として放課後児童クラブ(学童保育)の需要は増加しています。放課後児童クラブが、児童が学校から家庭に帰ったと同じような、楽しく安らげる居場所となるように、指導内容や対応を充実させるとともに、児童数等の調整をし、施設の分割や移転など計画を関係機関と協議しながら環境整備を実施していきます。また、小学校の4年生以上の児童をも対象としてほしいといった対象児童の引き上げの要望もあることから、実態とニーズを把握しながら検討を図ります。また、発達障がいをもつ子どもの受け入れも必要として実施し

ていることから、これらを考慮した研修を実施し受入態勢の充実を図っていきます。そのため、幼稚園や保育所等、また小学校との連携を密にしていきます。

#### 放課後こどもプラン（放課後こども教室）

##### 現状と課題

放課後児童の居場所づくりとして、「放課後こども教室」が社会教育の分野から計画されて、特定地区の小学校において実施されてきました。地域が限定され対象児童や実施回数に限りがあるため、モデルケース的な実施にとどまっているのが現状です。

##### 施策の方向性

教育と生涯学習の分野での今後の国の推進の動向を踏まえ、小学校を中心とした地域の要望を取り入れながらの検討を推進していきます。

### （ 8 ）地域力の育成と活用

##### 現状と課題

現代、地域のつながりが希薄化してきていると言われていています。プライバシーの尊重、個人情報守秘などの社会観念の変化や、人と人との関わりを避けたがる風潮、個々の生活のゆとりのなさなどが要因となっているとも言われます。このような中、地域の人と人とのつながりの希薄化がもたらす影響に危機感が持たれるようになってきました。少子高齢化社会となりつつある現代、ご近所づきあいから始まる地域社会のつながりの重要性が気づかれるようになりました。

新庄市では「支えあい、人ふれあうまちに」という目標のもとに「地域力」ということをまちづくりの大きな柱と位置づけ、まちづくりの施策を推進していこうとしています。新庄市とNPOが実施した町内に関するアンケートによると、自分たちの住む町内の将来像の理想の姿について、「助け合いなどの人情味にあふれ、人々のつながりが保たれている」「商店や医療・福祉機関が近く、安心して生活ができる」「保育・教育施設が整い、子育てがしやすい」ことが上位としてあげられています。新庄市においても人口減少と少子高齢化が進んでおり、今後もこの傾向が進行するものと予想され、少子化といわれ始めた年代に生まれた子ども達が、次の世代の親となっていきます。

未来の新庄市をつくり、担っていくのは子ども達であり、この子ども達が幸せに育っていくことが、まちを元気に発展させることにつながっていきます。かつて地域で子ども達は「わらすこ」と称され、「めんご」と呼ばれ目を配られ育まれてきました。これからもこのような地域の温かい見守りの力とともに、新しいかたちでの地域社会による子育て支援体制が重要です。地域のいろいろな分野の人々が持つ「才能や活力」や「伝統的な教育力」といった地域の力を子どもたちが様々な場と機会に享受できるように環境を整えていくことが次世代の子ども達に対する行政、住民等のおとながすべきことと思われま

## 施策の方向性

### 新庄まつりや地域の祭りなど郷土文化のなかでの交流

新庄祭りや地域のお祭り、町内の季節の行事等と、保育所・幼稚園、学校が関わりの場をつくり、子どもと地域住民との交流の場作りを推進します。特に「新庄祭り」という郷土文化は、新庄に生まれ育った子どもから大人までの心の中にしっかりと根付き、人と人をつなぐ大きな力となっています。

### 地域における異世代間の交流

子どもと高齢者などの世代を越えた交流を多く実施し、地域の文化や伝統を自然に学習できるような環境をつくるとともに、家族以外の地域の大人との交流体験の場作りをします。

### 町内会などの組織活動の推進

町内会などの自治会、子ども会、婦人会、老人クラブなどの各種団体の活動が時代に沿った形で再び活発化が図られるよう支援環境を整えます。

### 地域の人材の育成と活用

地域に存在するスポーツ等指導者、各種文化活動の専門家、保育ボランティアや、子育て支援者及び子育て支援団体等の活動に対して、協力の提供や連携をお願いしていきます。

## (9)「子ども手当」の支給

### 現状と課題

平成22年度に、それまでの児童手当から子ども手当に制度が変わりました。次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度で、0歳から中学校修了前の子どもを養育する保護者に子ども一人につき13,000円が支給されます。

6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの支給となります。児童手当同様に認定申請や現況届け等の提出が必要です。

国の子育て支援策の動向が、子ども手当のような現金給付と保育所整備などの現物給付のどちらの方向性をとるかにより制度内容が変わる可能性があります。

### 施策の方向性

国の子育て支援策の動向に従い、制度整備を推進していくこととなります。

## (10) 医療費(子育て支援医療証)

### 現状と課題

医療給付制度は、乳幼児の健康な発育の支援と、次世代を担う子どもを産み育てやすい社会環境の整備を目的に始められました。平成18年7月の改正では、扶養者の所得が所得制限以下である場合に、その扶養されている3歳未満児の医療費と、第3子以降の医療費の無料化を行いました。さらに平成21年7月から、子育て支援医療給付制度と名称が変更され、乳幼児に加え、小学生の入院を対象とした医療給付制度となり、さらに充実した内容になっています。その具体的な内容は、外来・調剤及び入院した場合の医療費の自己負担分について助成が受けられるものです。その中で、所得税課税者と非課税者の2つに区分され、非課税者は自己負担はなく、課税者であっても、外来1日530円、入院で1日1,200円の一部負担で済むことになっています。ただし、いずれも入院時の食事代は助成対象になっていません。

### 施策の方向性

現在、県制度により実施し、費用負担は県と市の折半になっています。なお、子育て負担の軽減は、「新庄市まちづくり総合計画」の中で重点プロジェクトと位置づけているため、今後、さらに充実をしていきます。

## 基本目標 2 母性並びに乳幼児などの健康の確保及び整備

### (1) 母子保健の推進

#### 現状と課題

安心して子どもを産み、健やかに育てるために、妊娠期から継続した相談体制を整え、出産後の乳幼児健康診査や保健指導、相談などの充実を図り、疾病や障害の早期発見・予防、母親の育児不安の軽減を図るために、適切な個別対応・継続した対応を行い、母性並びに乳幼児の健康の確保と、環境の整備が重要となります。

本市においても、少子高齢化、経済の低迷など社会全体が揺れ動く中で、母子保健を取り巻く現状も激しく変化しています。人口減少や女性の価値観の変容により、妊娠届出数・出生数は減少傾向にあります。また、妊娠届出時には約1割の妊婦が未入籍となっています。十代の若年妊婦も年間数名います。管内で以前数ヶ所あった分娩を扱う医療機関はわずか1施設となり、非常に限られており、小児科も他地域に比べると少ない現状です。

経済状況の悪化により子どもを産み育てる父母が経済的に困難な割合も増えてきており、そのような側面からも支援する必要があります。地域のつながりが減っており、子育ての孤立化が進み、不安を抱えながら育児をしている母親も増えています。育児不安の軽減や虐待の予防・早期発見するための支援が今後更に重要となります。このような現状の中で、母子手帳の交付に始まり、就学前までの乳幼児や母親に対して、きめ細かく、継続した支援を行っています。

特に、平成20年度からは育児支援・虐待予防に重点を置き、生後4か月までの乳児全戸訪問事業を行い、その後の母子に対し継続した支援が行えるよう丁寧な関わりを行っています。また、各乳幼児健診や相談では、母親に対し困難な状況はないか、育児への思いを聞き、いつでも相談できることを伝えるようにしています。

今後も、更に保健・福祉・医療・教育の各分野と密に連携を行い、包括的に子どもの成長と母親の育児を支援ができるよう、相談・支援体制を工夫し、母子保健事業の改善を図っていかねばなりません。

#### 施策の方向性

子どもの発育・発達に係る支援

各種乳幼児健診、相談、家庭訪問、予防接種を実施し子どもの健全な発育・発達を促します。

## 《施策の概要》

母子健康手帳交付時に保健指導を行うことにより、妊娠期からの母子の健康維持を支援します。特に、喫煙・飲酒ありの妊婦については、やめるように指導を行います。

妊婦健康診査を実施することにより、安心・安全な妊娠・出産ができるよう支援します。

公費助成額…… 1回目 10,000円、2～14回目 各5,000円  
HTLV-1抗体検査 2,290円  
\*クラミジア抗原検査 2,100円  
\*子宮頸がん検査 3,400円 (\*H23年度から)

乳幼児健康診査を実施することにより、子どもの疾病・障がいの早期発見を行い、健やかな発育・発達を促します。

4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診  
1歳6か月・3歳児精密健康診査

乳幼児相談を月2回実施し、母子の交流の場、保健師・保育士等による相談の場を提供します。

離乳食教室を実施し、乳幼児の保護者に、離乳食の作り方や進め方を学んでもらいます。

4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診においては歯科衛生士によるむし歯予防の指導・ブラッシング指導を行い、歯科衛生の向上を推進します。

2歳児歯科検診では、希望者にフッ素塗布を行います。

各乳幼児健康診査実施後、経過観察児について適切な相談を行い、他機関の相談や療育機関を紹介し、連携を図りながら支援します。

すこやか子ども相談を実施し、発達に心配がある子ども・親への支援を行います。

感染症予防のために予防接種を実施します。また、予防接種の正しい知識を普及し、未接種者に対しては接種勧奨を行います。

必要に応じて、乳幼児の家庭訪問を行い、子どもの発育・発達の増進、母親の育児不安軽減につとめます。

乳幼児健康診査等において、子どもの事故防止について意識啓発を行います。

夜間休日診療所等、救急時の医療体制について情報提供を行います。

妊娠期から育児期に係る母親支援・虐待予防と早期発見

母子健康手帳交付時の面談や、乳幼児全戸訪問を行うことにより、妊娠・出産・子育てに関する母親の不安を軽減し、虐待予防・早期発見に努めます。

《施策の概要》

母子健康手帳交付時にアンケートを実施し、妊婦の家族状況の把握、妊娠・出産・子育てに関する困難状況を把握し、必要に応じ「妊婦連絡票」により医療機関に情報提供し、協力を求め支援を行います。

要支援である妊婦に対して家庭訪問を行います。

プレママ広場（母親学級）を実施し、子どものいる生活をイメージできるよう母親や父親に指導を行います。

こんにちは赤ちゃん事業（乳幼児全戸訪問事業）を実施することにより、全ての生まれた子どもの家庭を把握するとともに、母親にアンケート（育児不安や産後うつに関する質問票）を実施し、継続した支援を行います。

乳幼児の訪問・健診等で虐待が疑われる家庭については、保健部門と児童福祉部門とで情報を共有し、情報把握に努め、虐待を防止します。

## 基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

### (1) 生きる力と夢を育む学校教育の推進

#### 現状と課題

少子化が進む中で、子どもの生きる力を育む教育をどのように充実させていくかが大きな課題となっています。そのため各学校が創意ある教育活動を推進し、特色ある学校づくりを展開しています。読み書きの力を身につけ、考える力や豊かな心を育むのに欠くことができないのが読書です。学校図書館員の配置により子どもの読書量が増加しており、継続的な実施が望まれます。一方、国際理解教育を進めるうえで、小さい頃からの異文化との交流はその影響も大きく、外国語教育等の充実へ向けたさらなる教育環境の整備が求められています。

#### 施策の方向性

変化の激しい社会に対応できるよう、学校教育の中で、子どもの心、能力、体をバランスよく育て、生きる力と夢のもてる教育を推進します。そのため、心の教育の充実を図りながら、たくましい児童生徒の育成と、各学校の実情に合わせた特色ある学校づくりを推進します。

#### 《施策の概要》

##### 心の教育の充実

「いのち」を大切に思う心の教育を充実させます。そのため、豊かな心を育む道徳教育を推進するとともに、平和に関する学習を行います。また、学校図書館の充実を図り、読書活動の推進により子どもたちの豊かな感性と情操を育みます。さらに、児童会・生徒会の充実により、集団としての自浄作用を高めるなど積極的な生徒指導を図るとともに、関係機関と連携した教育相談体制を強化し、児童一人ひとりへの対応を充実させます。

##### 特色ある学校づくりの推進

子どもたちの夢や主体的な活動を育み、新しい時代に大きく飛躍できるよう、各学校の創意あふれる教育活動により、特色ある学校づくりを推進します。そのためにも、教職員の研修を充実し、指導力の向上に努めるとともに、国際理解教育や環境教育、情報教育などを通し、確かな学力を育み、たくましく生きる子どもを育成します。

## 児童・生徒の健康と体力の向上

健康で元気な子どもの育成を目指した活動を活性化します。また、子どもの体力・運動能力向上のため、発達段階に応じた計画的な指導を行うとともに、運動部活動などを通じたスポーツ活動の充実を図ります。さらに、家庭との連携を図りながら、地域に根ざした食育を推進します。

## (2) 地域に根ざした学校教育の充実

### 現状と課題

学校教育での様々な課題を解決するためには、小学校と中学校がより密接に継続とした教育環境を作ることが急務とされています。また、児童生徒が多様な経験を積み、様々な関わりの中で自ら興味をもって学ぶ力を育むためには、地域とのかかわりは欠かすことができません。そのため新庄市では、中学校区単位での交流活動や地域との結びつきを強めた学校運営を進めてきました。これをさらによりよいものとするために、小中一環教育を推進するとともに、地域に根ざした学校づくりを進めていかなければなりません。また、児童生徒への多様な学習機会の提供と教育力の向上を目的とした、地域の高等教育機関等とのさらなる連携と活用が望まれています。

### 施策の方向性

地域に密着した教育を推進するため、地域や高等教育機関等と連携しながら教育環境の充実に向けた取組を推進します。また、新庄市の特色である中学校区単位での小中連携事業を充実させながら、小中一環教育に向けた取組を推進します。

#### 小中一環教育の推進

義務教育課程9年間を計画的かつ継続的に教育指導を行うことにより、児童一人ひとりに応じたきめ細かい指導が可能となります。そのため、心身の発達に考慮した連続性のある教育課程の編成を行うとともに、中学校単位での児童生徒や教職員の連携・交流を進め、小中一環教育のさらなる充実を図ります。また萩野地区における小中学校においては、小学校1年生から中学校3年生までの9年間を、同じ敷地内で一緒に学校生活を送る施設一体型小中一貫教育校を設置し、モデル校としての取り組みを発信していきます。

#### 地域の学校づくりの推進

郷土に対する関心や、自然・農業体験学習など学校だけでは学び得ないものを、地域との交流活動のなかで学ぶ取組を推進します。また、よりよい教育環境づくりのため、地域とともに元気な学校づくりを推進します。

## 高等教育機関等との連携及び活用

児童生徒の学習機会を一層充実し、教育力のさらなる向上を図るため、山形大学や農業大学校、地元の高等学校や研究機関との連携と活用の場を広げます。

### (3) 安全安心な教育環境の整備

#### 現状と課題

多くの学校施設が老朽化しており、修繕、改築を計画的に実施していかなければなりません。小学校区単位で見守り隊が結成され、登下校時の安全が確保されています。さらなる安全確保のため、通学路の点検や地域内での危険個所の把握に努め、防犯や交通安全対策に対する取組の充実が求められています。また、遠距離通学者への対策も求められています。

#### 施策の方向性

子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、登下校を含めた生活全般での安全を確保します。また安全で快適な学校施設の整備を促進します。

#### 学校施設の整備・充実

安全で快適な学校運営のため、学校施設及び設備の整備・充実を図ります。また、大規模地震による災害などに備え、耐震化が必要な学校については、計画的な改修を行っていきます。

#### 登下校の安全安心の確保

児童生徒が安心して登下校できるよう、関係機関が連携を強化して通学路の点検などを行い、交通安全対策に万全を期します。また、遠距離児童生徒の通学手段の確保を図るため、スクールバス等を配置し、安全な通学手段を確保します。

## 基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

### (1) 遊び場の整備

#### 遊び場としての公園の整備

##### 現状と課題

親子が安心して利用できる遊び場や寛げる憩いの場所として、新庄市には自然豊かな東山公園などの大規模な公園のほか、住宅街の身近な街区公園など合わせて19の都市公園があります。また、地域の人々によって整備されている多くの児童公園があります。

現代の子どもたちは放課後、学童保育で過ごしたり、スポーツ少年団の練習や塾や習い事、または友達同士自宅でゲーム等をして遊んだりして過ごし、戸外で自由に遊ぶことをあまりしなくなっていると言われていています。確かに現代は、幼児や小学校低学年の子どもだけで戸外の公園などに出かけて遊ぶことには、交通事故や不審者などとの遭遇など、さまざまな危険性や不安感がつきまといます。それでも公園は子どもの遊び場や住民の憩いの場であり、地域の交流活動を支える基盤となる場所でもあります。地域においての人と人とのつながりが希薄になってきている現在、地域の公園を通じて、子ども同士、親と子、祖父母と孫、また子育て中の親子同士が楽しく遊び憩いながら、ご近所交流が広がって地域の顔つなぎができる場所となるよう整備が必要です。

##### 施策の方向性

子どもたちにとって安全で安心な遊び場となるように、遊具等の安全管理を徹底し点検修繕をはじめとした環境整備を継続して実施していきます。

また、子育て世代の交流の場所、地域住民の交流活動の場となるように地域住民との協働での環境保全活動を推進していきます。

#### わらすこ広場の整備

##### 現状と課題

冬期間など雪や雨を気にせずに年間を通して遊べる屋内型の児童の遊び場として、平成20年4月1日から「新庄わらすこ広場」が開設されました。

平成12年に開設され平成19年に一時休止しましたが、多くの子育て世代の要望により再開したものです。0歳から小学校3年生くらいまでの児童を対象にした遊び場で、大型遊具のほか、授乳コーナー、おむつ交換コーナー、図書コーナー、創作コーナー、飲食・休憩コーナーが設けられ多くの子育て世代、孫育て世代が利用しています。同じフロアに市地域子育て支援センターを併設しています。

### 施策の方向性

安全安心な遊びの広場を保持するため、遊具などの点検と整備を実施するとともに、衛生面、防犯面での対策を徹底して実施していきます。

利用者が楽しい時間を過ごせるようおもちゃや絵本などを充実させたり、保育士等の適切な人員配置により健全な子育て支援環境となるよう整備を推進していきます。

同時にわらすこ広場に併設している「地域子育て支援センター」の機能のより一層の周知を図ります。

## ( 2 ) 交通安全施設の整備

### 現状と課題

区長、小・中学校等からの整備要望に基づき、警察等関係機関と整備に係わる調整を行い、信号機、横断歩道の整備、ガードレール、転落防止柵、道路照明灯の整備等、児童の交通環境の向上に配慮しています。信号機等の交通安全施設の設置は他機関の所管であり、多額の費用を要するものであることから要望に即応することが難しい状況にあります。

### 施策の方向性

市としてできる限り実情の把握に努め、関係機関に対して必要な調整を行っていきます。

## ( 3 ) 安心して外出できる環境の整備

### 防犯灯の維持管理

### 現状と課題

都市化や生活形態の多様化により、子どもたちが夜間に外出する機会も多くなっていることから、子どもたちが安全に通行できる環境を維持することに配慮し、地域住民の協力により防犯灯の維持管理を継続して実施することが必要です。

### 施策の方向性

地域住民による維持管理体制の徹底に努めます。

### 公共施設における「子育て支援コーナー」の設置

### 現状と課題

一部の公共施設においては、「授乳コーナー」や「おむつ交換コーナー」などを設置していますが、まだまだ整備されている状況ではありません。

### 施策の方向性

要望がある施設について検討をし、継続して整備充実を実施していきます。

## (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

### 現状と課題

現代の子どもたちを取り巻く情報環境については、物と情報が豊かであり、簡単に最高レベルの知識や情報が得られるという恵まれた環境である一方、子どもにとって有害なもの、危険なものが含まれており、親などの周囲の保護者が注意して取捨選択をし、環境を整えてあげなければならない現状となっています。携帯電話やパソコンによるインターネットやゲームなどについては、子どもが犯罪に巻き込まれないよう、また、心身の健全な発達を阻害するものにならないよう、まわりの大人の様々な配慮が必要となってきました。

また飲酒や喫煙などについても、様々な販売規制手段が実施される等、子どもや青少年に対する対策が実施されていますが、最も重要なことは、子どもの時から継続して、喫煙、飲酒、薬物などに対する正しい知識のための教育を受け、正しい認識を持ち続けることです。子どもの成長段階の各教育機関において、適切で継続的な教育と、指導の実施が必要です。

青少年の健全育成については、青少年の健全育成を行っている団体での活動支援や事業を実施しています。また、青少年の健全育成に資するため、早朝・午後・夜間の時間帯において年間を通して街頭指導を実施し、非行防止活動・青少年相談活動・環境浄化活動を行っています。巡回指導の結果を状況情報として関係機関に提供しています。

### 施策の方向性

関係機関や団体と連携し、地域ぐるみの環境浄化活動を実施していきます。また、喫煙、飲酒、薬物などについての正しい知識の教育を実施し、青少年の問題行動の未然防止に向けた活動を推進していきます。

## 基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

### 現状と課題

新庄市においても核家族化が進んでおり、同時に夫婦共働きの世帯が増加しています。また、祖父母世代も就労していることが多く、三世代同居であっても、子どもを保育所等に預け就労することが増加しています。特に産後休暇後、または育児休暇後に子どもを預けて就労する場合、0～1歳の乳児預かりや、2歳児預かりといった3歳未満児の保育需要が増加の傾向にあります。このような状況で、母親の就業と保育需要のバランスを調整し、利用者の保育ニーズに対応した保育環境の整備が必要となっています。また就学後の児童については、学童保育（放課後児童クラブ）の利用者が増えてきており、施設の分散化や移転などを考慮にいたった環境整備が必要となってきました。

昨今、育児や家事を夫婦が分担し、積極的にこなしている若い父親という意味で、「イクメン」という言葉が公的に使われ始めました。家庭の中で父親の果たす役割が子育てにおいて大きく期待されるようになりました。長期的な視点に立てば、育児や家事を男女が協力して担っている家庭で育った子どもは、将来家庭を持ったときに自然に育児や家事の行動に入れると思われれます。「男女共同参画」の考え方とともに、慣習や社会通念は急に変わるものではなく、その変化は長い期間をかけて現れてくるものです。育児は基本的に家庭の問題ではありますが、子ども時代からの意識付けと啓発を保育所や幼稚園、学校などのいろいろな成長過程において積極的に実施し続けることが重要なことです。

また一方、職場である事業者側から、子育て中の親である雇用者に対して子育て支援体制の提供も子育て環境の整備のための重要な要素となってきています。女性の出産に関わる諸休暇制度や、結婚や出産後の復職に関する法的環境は時代とともに整備されてきましたが、一般企業における雇用現場での権利の取得状況と実態とは乖離があるのが現状です。男性の育児休業制度の取得についてはまだまだこの地域では一般的なものではありません。特に近年の経済状況の悪化による不安定な雇用環境や雇用状況の中で、働く場さえ失いかねない状況の下にあることも多く、就労者側が働きかけすることには困難が伴います。第一に若者世代の就業場所が確保されるように産業振興により雇用の拡大がなされるような雇用対策実施のもと、若い世代が結婚して子どもを持ち、子育てをしていくことに不安感と負担感をもたなくてよいように、行政及び関係機関が連携して、企業に対して積極的な働きかけを実施していくことが必要です。

### 施策の方向性

仕事と子育ての両立ができ、子育てしている人が安心して働けるよう環境の整備をめざしていきます。特に0歳児から3歳未満児の保育需要の増加に対応した保育環境の整備と充実を図ります。

また家庭と職場内といった地域社会での男女共同参画の推進を継続していくとともに、生活の基本である家庭内において、男女がともに役割を分担し、共同で家事・育児・介護を担えるような意識の啓発を推進します。

子育てしやすい職場環境の整備については、就業の場となる企業や事業主における子育てサポート体制の確立も重要な環境整備の要素となるので、行政が各関係機関と連携して、事業主への職場環境の整備に対する啓発活動の推進に努めていきます。

#### 仕事と子育ての両立のためのニーズに適応した保育環境の整備

0歳～3歳未満の乳幼児の保育所の受入数の拡大

0歳～3歳未満の乳幼児を預ける保護者に対しての一定条件下での保育料負担額の軽減施策の実施

一時保育・延長保育・休日保育・病中病後児保育等の特別保育サービスの実施と充実

放課後子どもクラブ（学童保育）施設の整備と充実

民間保育所における特別保育事業運営・民間放課後児童クラブ運営などに対する補助金等の支援

#### 仕事と子育てを両立できる家庭づくりの応援

プレママ広場（母親学級）とともにプレパパ教室等での講座を開設

男女共同参画に関する講演会や講座の開催

子ども時代からの男女共同参画についての意識の啓発

家族以外の子育て支援者や保育ボランティアとの交流の場づくり

#### 事業主に対する啓発活動の推進

関係機関と連携した職場環境の整備についての啓発活動の推進

企業内託児施設への支援

一般事業主次世代育成支援対策行動計画策定の推進

## 基本目標 6 子ども等の安全の確保

### (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

#### 現状と課題

関係機関と市の交通指導専門員が連携して保育施設や学校施設において交通安全教室を開催し、幼児や学童の交通安全意識の高揚を図っています。幼児や学童のさらなる交通安全意識の浸透を図るためには、今後とも教育機関の積極的な参加が必要です。

#### 施策の方向性

子どもを交通事故から守るために、警察、保育施設、幼稚園、学校、関係団体との連携による協力体制を強化して事故防止対策を推進します。

関係機関の連携により、子どもと保護者の交通安全意識の高揚を図ります。

交通安全に対する市民の自発的・主体的な取り組みを助長していくため、専門的な知識・指導方法を取得した交通安全指導専門員による交通安全教室や交通安全教育イベントの開催を行うとともに、ボランティア団体の育成指導を行います。

### (2) 市民総ぐるみの防犯活動の推進

#### 現状と課題

交通網の発展・都市化の進展による犯罪の多様化や広域化、また、生活様式や人間関係の変化などにより、地域社会の連帯意識が薄れることにより犯罪に対する抑止力が低下すると言われています。安全で安心して暮らせる市民生活の確保のためには、住民同士が連携して安全運動や防犯に対する体制をつくり、一人ひとりの意識を高揚させていく必要があります。そのため、関係団体の活動を支援するとともに、研修会等を実施しリーダーの育成を推進していくことが必要です。

#### 施策の方向性

##### 放課後の子どもの安全を守る地域組織づくりの推進

新庄市防犯協会や見守り隊などのボランティア団体を中心となって、住民自らが防犯パトロールや啓発活動、あいさつ運動などを行い、地域の防犯力を高めます。

### ( 3 ) 冬期間における通学路の除雪

#### 現状と課題

国道・県道・市道ともに通学路の円滑な通行維持のため、冬期間における除雪には特段の配慮をしています。市道の狭い箇所については堆雪スペースの確保が必要です。

#### 施策の方向性

通学路の円滑な通行維持のため、実情を踏まえた除雪に努めます。また降雪にともなう危険箇所の発見と点検に努め、安全な通学路整備を図ります。

## 基本目標 7 要保護児童への対応など きめ細やかな取り組みの推進

### (1) 家庭児童相談事業

#### 現状と課題

最近の急速な社会情勢の変化は、児童をとりまく生活環境を徐々に悪化させ、児童の人格形成にも少なからず影響を与えてきています。特に、家庭環境の変化による養育問題、放任、過保護等に起因する情緒障害、非行、不登校等が大きな社会問題となっており、相談内容も一段と複雑多様化してします。これらに対応するため、福祉事務所内にある家庭児童相談室を中心に県中央児童相談所等の関係機関との連携を密にしながら、それぞれの実情に沿った指導・支援等を実施しています。また福祉制度の利用や適用に係わる申請認定等、障がいを持つ児童、学校生活に関する相談指導なども実施しており、福祉事務所内に家庭児童相談員1名を配置し対応をしています。

(平成18年度に新庄市要保護児童対策地域協議会が設置され、家庭児童相談員と関係団体が常に密接に連携した支援体制がとれるように整えられました。)

#### 施策の方向性

児童を持つ家庭の保護者等が、必要となったときに随時相談できるよう、家庭児童相談窓口の周知を実施し、相談員の増員による相談体制の充実を図ります。子育て支援センターの相談窓口や、母子保健の健診等に携わっている保健師との連携をさらに充実していきます。

相談を必要とする人が悩みをひとりで抱え込み、孤立してしまうことにより深刻な事態とならないよう、相談しやすい体制の確立を図っていきます。

《福祉事務所家庭相談室年度別相談取扱い件数》 (単位：人)

年度	養護	保健	障がい	非行	性格行動	不登校	適正	育児・しつけ	その他	計
19	144	2	51	2	27	8	29	10	16	289
20	250	17	54	0	6	18	42	2	7	396
21	280	3	9	0	25	74	20	1	45	457

## (2) 児童虐待の防止対策の充実

### 現状と課題

近年の都市化や核家族化を背景に、地域の連帯感の希薄化などとともに、家庭や地域の養育機能が低下していると言われてきました。子育てをめぐる環境が大きく変化している中で児童に関わる問題も複雑で多様なものとなってきています。経済環境の悪化による雇用状況の不安定さ、離婚等の理由によるひとり親家庭の増加、相談者や育児支援者がいない又は少ないなどのため、子育てに対して、経済的・精神的に不安感や負担感をもつ状況が増加傾向にあります。

児童虐待に関する情報は、民生児童委員や地域住民、保育・教育現場、乳幼児健診に携わる保健師などからの提供が多数ですが、プライバシーに関わることであり、虐待の事実関係の確認方法などについて様々な課題が伴っています。

関係者及び関係機関が互いに連絡を密にし、虐待の未然防止、早期発見などに努めるとともに、状況に即して対応できる体制充実を図ることが必要でした。本市では平成18年度に新庄市要保護児童対策地域協議会を設置し、各関係機関と連携した支援体制がとれるよう基盤の整備を行い、県中央児童相談所との連携のもと、児童虐待にかかる問題の解決に努めています。

### 施策の方向性

相談機関の充実と関係機関の更なる連携強化を図り、民生児童委員や地域住民の協力を得ながら、児童虐待の防止・早期発見に努めていきます。

児童虐待には、それぞれに複雑な家庭事情や周囲の実情が絡んでいることから、関係者や関係機関が連携・協力し、ネットワークを活用して対応していきます。

幼稚園、保育所、学校、病院、保健センター、子育て支援センター等と支援的なかかわりをし、保護者を孤独な子育てに追い込まないようにします。

ご近所などの見守り体制をつくるなど、地域の子どもは地域が守ろうという基本意識の向上を図ります。

虐待の疑いが持たれた場合はすみやかな通報により専門機関へつなげます。

## (3) 障がい児とその家族への支援の推進

### 現状と課題

現在、学齢前障がい児に対する療育の場としては、保育所、児童センター・児童館での障がい児保育、あるいは私立幼稚園での障がい児教育等がなされており、ことばに障がいのある幼児については、最上広域教育研究センターでの「幼児ことばの相談室」が行われています。

学齢に達した障がい児については、一人ひとりの障害の状況に応じた適切かつ効果的な

指導や配慮が必要です。小中学校においては、障害の特性や教育的ニーズによって、通常の学級では個々に配慮しながら指導し、特別支援学級では、発達段階に応じて特に支援が必要な児童生徒には適切な指導を行っています。また、県立新庄養護学校の小学部、中学部、高等部においては、知的発達の遅れがある児童生徒の学習や、家庭生活や社会生活に必要な知識や技能を指導しています。

子どもの発育、進路等に対する悩みや不安がある保護者には、悩みなどを軽減するための専門的な相談窓口による適切なアドバイスが必要です。現在相談窓口は、乳幼児の発育発達相談で指導、助言を健康課の保健師が行っています。

福祉事務所児童支援室には家庭児童相談員を1名配置し、児童の心身発達上の問題等について相談を行っています。さらに、学校教育課に開設している教育相談室や、県立新庄養護学校の相談室では、常時保護者からの教育や修学に関する相談を受け、指導、助言を行っています。

個々に応じた一貫した相談支援が求められるため、福祉、保健・医療、教育等の各機関と調整協議を図り連携を密にして、支援体制の一層の充実を図っていくことが重要です。

また、「ノーマライゼーション」の理念を実現していくために、社会全体での理解と行動が、また、障がいに対する市民の理解を深めるため、小中学校等の学校教育において障がいや障がいのある人に対する理解と思いやりなどの心を育む福祉教育の推進が必要です。

### 施策の方向性

障がい児療育・育成の推進と適切な支援体制の整備をします。そのため、関連機関との連携を図るとともに、児童の生活を支援するための情報提供や保護者からの相談対応にかかる体制の充実を図っていきます。

#### 児童居宅介護事業（ホームヘルプサービス）

国が定める支援制度に基づき、18歳未満の対象児童に対し、自宅における介護・家事等についての援助を実施しています。

#### 児童デイサービス事業

国が定める支援制度に基づき、18歳未満の対象児童に対し、通所による日常生活活動や集団生活への適応等の指導及び訓練に係わる援助を実施しています。

#### 児童短期入所事業（ショートステイ）

国が定める支援制度に基づき、18歳未満の対象児童が、保護者の病気やその他の事由により、在宅での支援を受けることができない時に、児童福祉施設等への短期入所により必要な援助を実施しています。

#### 児童補装具給付事業

身体障害者手帳の交付を受けている児童に対して、障がいの程度や状態により、身体

上の障がいを補い日常生活を容易にするために必要な補装具を、国の補助基準の定めに基づき給付します。

#### 児童日常生活用具給付等事業

重度の身体障害をもつ児童について、日常生活上の便宜を図るため、障がいの程度や状態により、県の補助基準の定めに基づき生活用具の給付と貸与を実施しています。

#### 特別児童扶養手当の支給進達

精神または身体に障がいのある、20歳未満の児童に対する福祉の増進を図ることを目的とした支給制度で、手当の支給申請を市福祉事務所の窓口で行い、市が県に進達し県知事の認定により支給されます。

#### 障害児福祉手当の支給

日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障がい児(20歳未満)に対して、障害児福祉手当を支給しています。

### (4) ひとり親家庭の支援事業

#### 現状と課題

近年の急速な社会情勢の変化や、経済環境の悪化による雇用状況の不安定さは、子育てしている家庭のみならず、経済的・精神的に不安感や負担感を増長させています。その中、ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担わなければならない、失業や給与の減少などによる生活や子育てへの深刻な影響が懸念されており、雇用や生活の支援が急務となっています。また、地域社会との接触が乏しい場合、育児や養育能力に不安があっても相談できずに、その結果児童虐待につながってしまう場合も否定できない状況です。これらに対応するため、福祉事務所に母子自立支援員1名を配置し、民生児童委員及び母子寡婦福祉団体等の協力を得るとともに、家庭児童相談員、関係諸機関との連携を密にしながら、それぞれの実情に沿った指導・支援等を実施しています。

#### 施策の方向性

##### 相談機能の強化と情報提供の充実

ひとり親家庭の保護者が、悩みをひとりで抱え込み、孤立してしまわないように、必要となったときに随時相談できるように、相談窓口の周知を実施するなど、相談体制の充実をはかります。

##### 就業支援体制の強化

ひとり親家庭の自立に向けた、就業相談を始めとする就業情報の提供や、スキルアップのための支援等、雇用環境の整備を図ります。

### 子育て・生活支援の充実

子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、子育てと就業が両立できる環境整備や、急用の場合の子どもの預け先の確保など、生活全般に対する負担軽減など、一人一人の実情に応じたきめ細やかな支援を行います。

### 経済的支援の充実

#### 児童扶養手当の支給

父（または母）と生計を同じくしていない児童を監護し、所得が一定に満たない母（または父）や養育者に対し、児童扶養手当を支給しています。また、児童が障害を有する場合は、障害の程度により20歳未満まで手当が受けられます。

#### 母子寡婦福祉資金貸付申請等の進達

母子寡婦福祉資金貸付事業は県の制度で、ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立の支援と生活意欲の助長をはかるとともに扶養している児童の福祉増進のため資金の貸し付けを行うものです。市では、県の貸し付け制度に係わる相談の対応及び申請等の進達を担います。

#### ひとり親医療証

平成22年7月より、それまでの母子家庭等医療証であったものが、父子も該当してひとり親家庭等医療証となりました。自己負担分に適用し、所得税非課税のひとり親家庭の18歳以下の児童生徒とその母又は父、または両親のいない18歳以下の児童生徒に適用するものです。

## (5) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

### 現状と課題

児童や母子について保護が必要となったときに、児童養護施設または母子保護施設において緊急一時的に保護措置を行います。利用実績は少ない状況です。制度の適正な運用に努めていきます。

## (6) 母子生活支援施設入所措置事業

### 現状と課題

配偶者のいない女子等の監護すべき児童が福祉に欠ける状況にある場合に、当該の児童と母について、母子生活支援施設への入所措置による保護を実施しています。関係機関や保護施設との連携のもと、実態を踏まえた支援の実施が必要です。

### 施策の方向性

入所者の抱えている問題の解決に向けて援助を行い、生活の継続性の確保と自立に向けた支援に努めていきます。

---

## 第 5 章 定量的目標事業量

---

次世代育成支援地域行動計画は地域の子育て支援全般にわたる計画となりますが、このうち「保育等サービスの目標」については、定量的目標量を示すことになっています。

### 1. 前期計画の定量的目標事業量

前期計画の次世代育成支援地域行動計画の定量的目標事業量の対象事業は、次の 14 事業となっていました。

通常保育事業

延長保育事業

休日保育事業

一時保育事業

放課後児童健全育成事業

子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

地域子育て支援センター事業

乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育派遣型）

乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育施設型）

特定保育事業

夜間保育事業

ファミリーサポートセンター事業

つどいの広場事業

前期計画期間 特定14事業の実施状況（平成22年3月末現在）

	事業名	単位	計画策定時 (16年度)	目標事業量 (21年度末)	現在 (22年度末)
	通常保育事業	個所	6	6	6
		定員(人)	630	683	630
	延長保育事業	個所	6	6	6
	休日保育事業	個所	1	1	3
		定員(人)	6	6	30
	一時保育事業	個所	2	2	3
		定員(人)	24	24	36
	放課後健全育成事業	個所	2	3	10
		定員(人)	120	150	300
	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	個所	1	1	1
		人	1	4	1
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	個所	1	1	1
		人	0	2	0
	地域子育て支援センター	個所	2	2	2
	乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育 派遣型)	個所	0	0	0
		人	0	0	0
	乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育 施設型)	個所	0	0	0
		人	0	0	0
	特定保育事業	個所	0	0	0
		人	0	0	0
	夜間保育事業	個所	0	0	0
		人	0	0	0
	ファミリーサポートセンター事業	個所	0	0	0
	つどいの広場事業	個所	0	1	1

新庄市の前期計画においては、特定14事業の内、1..通常保育事業 2..延長保育事業 3..休日保育事業 4..一時保育事業 5..放課後健全育成事業 6..子育て短期支援事業(ショートステイ) 7..子育て短期支援事業(トワイライトステイ) 8..地域子育て支援センター事業 14..つどいの広場事業 の9つの事業に目標値を設定していました。

## 2. 後期計画数値目標事業

後期計画の定量的目標事業量の対象事業は、次の12事業となっており、前期計画に加えて「職業生活と家庭生活との両立の推進」、「待機児童ゼロ目標」、「社会全体での子育て支援」を重点的基本要素とすることになっています。

通常保育事業

特定保育事業

延長保育事業

夜間保育事業

トワイライトステイ事業

休日保育事業

病児・病後児保育事業

放課後児童健全育成事業

地域子育て支援拠点事業

一時預かり事業

ショートステイ事業

ファミリーサポートセンター事業

## 新庄市後期計画定量的目標事業量

### 平成26年度新庄市目標事業量

	事業名	現状 (個所数、定員)	目標数値	内容
	通常保育事業	6ヶ所 630人	5ヶ所 630人	3歳未満児保育の強化
	(内低年齢児0~2歳)	(6ヶ所) (130人)	(5ヶ所) (130人)	(3歳未満児保育の強化)
	特定保育事業	0	0	
	延長保育事業	6ヶ所	5ヶ所	対応可能人数同じ
	夜間保育事業	0	0	
	トワイライトステイ事業	1カ所	1ヶ所	
	休日保育事業	2カ所	3ヶ所	
	病児・病後児保育事業	1ヶ所	1ヶ所	
	体調不良児対応保育事業	0	3カ所	
	放課後児童健全育成事業	10カ所	13カ所	
	地域子育て支援拠点事業	3ヶ所	6ヶ所	
	一時預かり事業	3ヶ所	2ヶ所	対応可能人数同じ
	ショートステイ事業	1ヶ所	1ヶ所	
	ファミリーサポートセンター事業	0	0	

(注) の通常保育事業の保育所数については、目標数値が減になっています。この理由は市立乳幼児保育所を計画期間の初期に廃所とする予定のためです。(市立乳幼児保育所が担っている低年齢児(0~2歳児)の保育を公立と民間立の認可保育所の施設整備を実施することにより機能を分散させ、3歳未満児保育の強化を図る計画となっています。)

また の延長保育事業、 の一時預かり事業における目標数値の箇所数の減も同じ理由によります。対応可能人数は変わらず、強化と充実を図っていきます。

## 新庄市次世代育成支援地域行動計画

平成 23 年 3 月

発行 山形県新庄市  
編集 新庄市福祉事務所 児童支援室

〒996-8501

新庄市沖の町 10 番 37 号

電話 (0233) 22 - 2111 内線 545

F A X (0233) 23 - 2469